総　　則

■　改訂の基本方針は‥‥

○　教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること

○　知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

○　道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

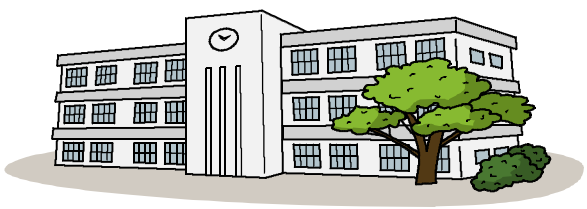

Ⅰ　小学校・中学校学習指導要領解説「総則編」の概要

第１章　総説：　１　改訂の経緯

○　２１世紀は、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。

○　ＯＥＣＤのＰＩＳＡ調査など各種の調査には次のような課題が見られます。

①　思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題
②　読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題
③　自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

○　これらのことを踏まえ、教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、平成１７年２月に中央教育審議会に対して要請がなされ、平成１７年４月から審議が開始されました。

◇　教育基本法の改正
→　知・徳・体のバランスのとれた教育　（教育基本法第２条第１号）
◇　学校教育法の改正
→　基礎的・基本的な知識・技能及び、思考力・判断力・表現力等、並びに学習意欲の重視　（学校教育法第30条第２項）
◇　学校教育においてはこれらを調和的に育むことが必要
→　法律上規定されたことがもっとも大きな改正点

○　平成２０年１月に答申（２年１０か月にわたる審議を経て）がなされました。
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」

◇　改善の基本的な考え方

①　改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
②　「生きる力」という理念の共有
③　基礎的・基本的な知識・技能の習得
④　思考力・判断力・表現力等の育成
⑤　確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
⑥　学習意欲の向上や学習習慣の確立
⑦　豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

○　平成２０年３月２８日
◇　学校教育法施行規則の改正
◇　学習指導要領の公示

第１章　総説：　２　改訂の基本方針

○　今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行われました。

① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

第１章　総説：　３　改訂の要点

（１）学校教育法施行規則改正

これまで教育課程は必修教科、選択教科、道徳、特別活動、及び総合的な学習の時間で編成すると規定していたのを、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間並びに特別活動と改正し、これらを「各教科等」としています。

ア　○　選択教科は標準授業時数の枠外で実施（教育課程の共通性を高める）
　　○　小学校における外国語活動の新設

イ　○　年間授業時数の増加
　　◇　小・中ともに授業時数の増加　→　（小）国語、算数、理科等
　　　　（中）国語、社会、数学、理科、外国語等
　　◇　小・中ともに授業時数の縮減　→　総合的な学習の時間

ウ　○　構造改革特別区域
　　◇　内閣総理大臣（総務省）の認定　→　文部科学大臣（文部科学省）の指定

（２）「総則」の改善の要点

四本の柱	○　「教育課程編成の一般方針」 ○　「内容等の取扱いに関する共通的事項」 ○　「授業時数等の取扱い」 ○　「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

ア　「教育課程編成の一般方針」

(ア)　「生きる力」をはぐくむことを目指します。
　　○　基礎的・基本的な知識・技能の習得
　　○　思考力、判断力、表現力、その他の能力の育成
　　○　主体的に学習に取り組む態度の育成
　　○　発達の段階を考慮　→　言語活動の充実
　　○　家庭との連携を図り、学習習慣の確立に配慮

(イ) 道徳教育の一層の充実を図ります。

○ 道徳の時間……要（かなめ）

○ 道徳教育の目標の追加 ⇨（教育基本法改正を踏まえ、新しく盛り込まれた理念）

伝統と文化を尊重する
我が国と郷土を愛する
公共の精神を尊ぶ
国際社会の平和と発展や
環境の保全に貢献する

○ 道徳性の育成に資する体験活動
→ 小：集団宿泊活動、中：職場体験活動

○ 自他の生命尊重、規律ある生活、自分の将来の考え、法やきまりの意義、主体的な社会形成への参画、国際社会に生きる日本人としての自覚＜中学校＞ → これらは特に重要

(ウ) 体育・健康に関する指導を適切に行うよう努めます。

○ 食育及び安全に関する指導の追加
→ 体育（保体）の時間はもとより、家庭（技家）、特別活動でも実施

イ 「内容等の取扱いに関する共通的事項」

(ア) 小学校において外国語活動を新設します。

(イ) 必修教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱い
選択教科の内容等の取扱い → 統合して共通的事項にまとめています。

ウ 「授業時数等の取扱い」

(ア) 夏季、冬季、学年末等の休業期間に授業日を設定する場合を含め、各教科等の授業を特定の期間に実施できることをより明確に示しています。

(イ) 創意工夫を生かした時間割の弾力的編成ができることを示しています。

(ウ) １０分間程度の短い時間を単位としての指導を授業時数に含めることができるという規定を置いています。（いわゆるモジュール的運用や教科担任外の指導が可能です。）

(エ) 総合的な学習の時間における体験活動で、特別活動の学校行事で掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合は、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができることを規定しています。

エ 「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

(ア) 言語活動の充実を重視しています。

○ 各教科等の指導に当たっては、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要

(イ) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を重視しています。

(ウ) 障がいのある児童生徒の指導が重要であることを示しています。

○ 個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

○ 障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定

(エ) 情報教育を充実することを示しています。

○ 情報モラルを身に付け、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用

(オ) 部活動の意義や留意すること、運営上の工夫について示しています。（中学校のみ）

○ 教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義、教育課程との関連や運営上の工夫を行うこと

第２章　教育課程の基準：　第１節　教育課程の意義

○　学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するよう、教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。

第２章　教育課程の基準：　第２節　教育課程に関する法制

１　教育課程とその基準

○　各学校は全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが大切です。

○　今回の学習指導要領の改訂においては、引き続き各学校が一層創意工夫を生かし、特色ある教育活動を進めることができるようにしています。
- ◇　学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能
- ◇　教科の特質に応じ、目標や内容を複数学年まとめて提示
- ◇　授業の１単位時間や授業時数の弾力的な運用が可能

各学校においては、国として統一性を保つために、必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を、責任をもって編成、実施することが重要です。

２　教育課程に関する法令

（１）教育基本法

（２）学校教育法、学校教育法施行規則

○　法はいずれも「目標を達成するよう行われるものとする」と規定しています。しかし、これらは児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではなく、教育を行う者が「目標を達成するよう」に教育を行う必要があるという意味です。

（３）学習指導要領

○　学習指導要領は、小・中学校の教育について一定の水準を確保するために、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準です。
○　各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければなりません。
○　大綱的なものとなっているため、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようになっています。

（４）地方教育行政の組織及び運営に関する法律

○　教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければなりません。
○　私立学校について、知事が必要と認める時は、都道府県教育委員会に対して専門的事項についての助言または援助を求めることができるようになりました。

第３章　教育課程の編成及び実施：　第１節　教育課程編成の一般方針

１　教育課程編成の原則

（１）教育課程の編成の主体

○　学校の長たる校長が責任者となって編成します。しかし、学校は組織体ですから、教育課程の編成作業は当然ながら全教職員の協力の下に行わなければなりません。

（２）教育課程の編成の原則

ア　教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従って編成しなければなりません。
イ　児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成します。

これまでは「発達段階」という言葉で表記していましたが、今回の学習指導要領では「発達の段階」という言葉で統一しています。
「の」を挿入したのは中央教育審議会の答申に合わせたことによるものですが、個々の発達段階だけではなく、集団や学年全体の発達段階も含むことから、「発達の段階」という表記に統一してあります。

※　義務教育９年間を見通して、発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視していることに留意することが大切です。
○　地域の実態
○　学校の実態
○　児童生徒の心身の発達の段階や特性等

（３）生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

○　これからの学校教育においては、

①　基礎的・基本的な知識・技能の習得
②　思考力・判断力・表現力等の育成
③　学習意欲の向上や学習習慣の確立
④　豊かな心や健やかな体の育成

これらを身に付けるための指導の充実をバランスよく図ることが重要です。（平成２０年１月の中央教育審議会答申でも指摘）

①と②について

○　各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといった、それぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した、課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要です。

○　これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然（「解説」で使用されている。「さいぜん、せつぜん」と読む。「はっきりと」の意味）と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意することが必要です。

③について

○　分かる喜びを実感したり、様々な学習などを通し学ぶ意義を認識したりすることで学習意欲を高めることが必要です。
○　小・中学校を通じ、学習習慣を確立することはきわめて重要となります。
○　家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など、家庭での学習課題を適切に課すなど、家庭学習も視野に入れた指導を行うことが必要です。

２　道徳教育

（１）道徳教育の目標

○　道徳教育の目標として盛り込まれている環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものです。
○　道徳教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことと示されています。
→　これは、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標です。
→　道徳教育の要(かなめ）の時間である道徳の時間の目標もこれに基づきます。
→　各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などの指導を通じて行う道徳教育も、常にこの目標の実現を目指して行われなければなりません。
→　すべての教科等において、「当該教科等の特質に応じて適切な指導をすること」との規定が置かれています。
○　道徳教育推進教師
→　学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために、道徳教育の推進を主に担当する教師のことです。本県では、これまでも、道徳主任は道徳の時間だけではなく、学校における道徳教育全般についての推進役として、道徳教育を推進していただいておりました。したがって、その意味においては、これまで同様、道徳主任がその役割を担うことと考えてよいです。

（２）道徳の時間の意義

○　道徳の時間は、学校における道徳教育の要（かなめ）です。
○　道徳教育の目標がより効果的に実現されるには、道徳の時間において各教科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接に関連を図りながら計画的、発展的に指導を行うことが必要となります。
→　道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成することを明示しています。

（３）家庭や地域社会との連携、豊かな体験を通した道徳性の育成及び指導の重点化

○　今回の改訂で追加された規定は以下のとおりです。
◇　小学校　～「児童が自己の生き方についての考えを深める」ということ
◇　中学校　～「生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」
「道徳的価値に基づいた」ということの２点
○　小学校の集団宿泊や中学校の職場体験などの活動を充実させることが大切です。高等学校においては就業体験という考え方をとっています。中学校の職場体験活動については、５日～７日程度の実施が求められていますが、学校や地域の実態に応じて、各学校で適切な日数を充てて実施する必要があります。

３　体育・健康に関する指導

○　学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して学校の教育活動全体を通じて適切に行うものです。
　　→　体育的行事や運動系クラブ活動、運動部活動などとの関連

◇　体育に関する指導
・　児童生徒の体力水準が全体として低下しています。
・　新体力テストなどを活用することが重要です。

◇　健康に関する指導
・　自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切です。

◇　食育に関する指導（より重要です。必須ではありませんが位置付けることが必要です。）
・　食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが重要です。
・　栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが重要です。
・　地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要です。

◇　安全に関する指導
・　児童生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して指導することが重要です。　→　中学校における教科担任制と全職員による共通理解・指導

第３章　教育課程の編成及び実施：　第２節　内容の取扱いに関する共通事項

１　各教科等の内容の共通的取扱い

○　学習指導要領は国が定める教育課程の基準

最低基準 → 教える側の教師にとっての最低基準です。すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないという意味であり、教師は目標を達成できるよう指導することが重要です。
（※ 子どもたちが身に付けなければならない最低基準ではありません。）

○　指導内容の追加
◇　個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況など、その実態等に応じて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能です。
◇　個に応じた指導内容なのか、全員に指導する（年間指導計画に位置付ける）指導内容なのかを明確にした指導を行うことが重要になります。
　　→　全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避ける必要があります。
　　→　児童生徒の負担過重にならないように配慮する必要があります。

○　各教科等の学年別等の内容に掲げる事項の順序
◇　第２章以下に示す各教科等の学年別等の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き指導の順序を示すものではありません。

○　学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い（小学校）

◇　社会科の３年生、４年生などでは学年の目標及び内容を２学年まとめて示しています。

→　具体的な活動や体験を伴うなどの特性を有していることや、実施の経験からみて、より弾力的な取扱いがふさわしいことなどを考慮し、各学校の実態に応じた指導が一層できやすくすることを意図したものです。

◇　各学校においては、これらの教科等の目標及び内容に示している指導事項を十分検討することが大切です。

◇　地域や学校の実態及び児童の発達の特性等を考慮することも必要です。

◇　２学年間を見通した適切な指導計画を作成することが必要です。

◇　内容に示している指導事項については、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切となります。

２　複式学級の場合の教育課程編成の特例
３　その他の教育課程編成の特例

○　複式学級の場合の教育課程編成の特例

◇　学校において、２以上の学年の児童生徒で編制する学級について、特に必要がある場合には、各教科等の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科等の目標及び内容について、学年別の順序によらないことができることとしています。

○　その他の教育課程編成の特例

◇　特別支援学級の場合

◇　通級による指導の場合

◇　私立小・中学校の場合

◇　教育課程の改善のための研究の場合（研究開発学校等）

◇　小・中学校または地域の特色を生かした特別な教育課程の編成の場合（構造改革特区）

◇　不登校児童生徒を対象にした学校の場合

構造改革特別区域などの特別な教育課程の編成の場合の基本的な考え方

①　学習指導要領において定められている事項について、当該特別の教育課程において適切に取り扱われていること

②　指導するために必要となる標準的な総授業時数を確保すること

③　発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること

④　保護者の経済的な負担への配慮を含め、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること

⑤　児童生徒が転出入する際の配慮等、教育上必要な配慮がなされていること

４　選択教科を開設する際の留意事項‥‥（中学校のみ）

○　Ｈ２４以降は、選択教科は標準授業時数の枠外で開設することが可能です。
　◇　移行期間中は段階的に時数が少なくなっていきます。しかし、選択教科は必ず開設することになります。各学校の判断で選択教科を実施するか実施しないかを決めることはできません。ただし、開設する教科内容については各学校の判断となります。
　◇　移行期間中は枠外での開設はできません。文部科学省から示された「移行期間中の中学校の標準授業時数について」に従って、段階的に時数を減じながら実施していくことになります。ただし、Ｈ２４以降は標準授業時数の枠外で開設することになります。
　◇　移行期間中の選択教科については学校選択（全員で同じ教科を選択）が可能です。
　◇　学校選択の考え方を取り入れると、例えば中学校2年生の数学については、移行期間中は週当たり３時間の数学の授業を、週当たり４時間で実施することも現実的には可能となります。ただし、その場合は、必修教科として３時間、選択教科として１時間実施することになります。１時間の選択教科は学校選択として全員が数学を選択するという考え方にたつものです。その際、選択教科の評価は、指導要録上は必修教科とは別に実施することになりますので、選択教科の内容については十分留意することが必要となります。

○　選択教科の内容
　◇　課題学習、補充的な学習、発展的な学習など多様な学習活動が考えられます。
　◇　生徒の負担過重とならないように開設することが大切です。

○　実態に応じ、特に必要な教科を選択教科として開設することも可能です。
　◇　地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができます。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めることになります。

第３章　教育課程の編成及び実施：　第３節　授業時数等

１　各教科等の年間授業時数

○　学習指導要領に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除きいずれの学校においても取り扱わなければならないものです。

○　各学校において、年度当初の計画段階から、別表第１（小学校）、別表第２（中学校）に定められている授業時数を下回って教育課程を編成することは適当ではありません。

○　指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方から標準時数と規定されています。

○　児童生徒の負担過重にならない限度で、別表に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、指導することも可能となります。

○　教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、当該授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則第７３条及び別表に反するものとはしないといった趣旨が、今回の学習指導要領では制度上明確にされました。

２　年間の授業週数

○　授業は、年間３５週以上にわたって行うよう計画します。ただし、上限はありません。設置者である教育委員会（県または市町村教育委員会）の考え方に従うことになります。

○　週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないように配慮することが大切です。

○　ただし、各教科等（特別活動を除く）や学習活動の特質に応じ、効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができるようになりました。

３　特別活動の授業時数

○　特別活動のうちの、児童会活動及び生徒会活動、並びに学校行事の授業時数
　◇　学校教育法施行規則にはこれらについての定めはありません。
　◇　それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることになります。

○　学校行事
　◇　「学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること」が大切です。
　　◇　学校はそのことに留意して授業時数を定めることが大切となります。

４　授業の１単位時間

○　授業の１単位時間は、各学校において、各教科等の年間の総授業時数を確保しつつ、各学校で適切に定めることになります。

　◇　年間を通じて計画的に実施することも、時期を限定して実施することも可能です。
　◇　６０分で行う授業や１０分間程度の短い時間の活用も可能となりますし、いずれの場合も授業時数としてカウントすることが可能です。

○　当該教科の担任以外の、学級担任の教師などが当該１０分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会う場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものです。

○　学級担任がすべての教科等の指導を行う小学校においては、同様の規定は設けていません。しかし、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、特定の学習活動を１０分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることが可能となります。

５　時間割の弾力的な編成

○　各学校においては、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて創意工夫を生かしながら時間割を弾力的に編成することができます。
→　小学校では記述を修正してあります。（配慮するものとする　→　することができる）
これまでは３５の倍数以外で授業時数が設定されていたものが数多くありました。
→　中学校では新たに記述を追加してあります。

・　今回の改訂においては、例外はあるものの、基本的に各教科等の年間の標準授業時数を３５の倍数にすることを基本として編成してあります。（特に小学校）
・　従前と比べ、より固定的に時間割を編成できるようにしてあります。しかし、各学校が工夫して弾力的に組み替えることも可能であることを明確にしています。

６　年間授業日数

○　年間の授業日数については、国の基準では直接定めていません。
これまでも、今後も、市町村教育委員会の判断によるものとなっています。

○　通常は休業日を除いた日が授業日となっています。

７　総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

※　新しい追加規定です。

○　従前、総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第５章（中学校は第４章）という独立した章として位置付けてあります。
→　したがって、総合的な学習の時間の解説書も別冊に独立しています。

○　総合的な学習の時間においては、自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることが必要です。
→　その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること

○　総合的な学習の時間においては、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが大切です。

○　遠足（中学校では旅行）・集団宿泊的行事や勤労生産･奉仕的行事との関連が特に深いことが考えられます。

○　これまで特別活動の学校行事で実施していた体験活動等の中で、総合的な学習の時間の趣旨に合致することはもちろん、同じような効果が期待できるものについては、特別活動の代替を認めることとする記述を追加しています。

○　教育課程は、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

→ それを具体化した計画が指導計画です。

○　指導計画は、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごと、あるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた、より具体的な計画です。

１　各教科等及び各学年相互間の関連

各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること

○　各教科等において、系統的、発展的な指導を行うことは、児童生徒の発達の段階に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要なものです。

○　学校においては、創意工夫を加え、地域や学校の実態、及び児童生徒の発達の段階や特性を考慮し、系統的、発展的な指導が進められるよう、指導内容を具体的に組織、配列することが必要となります。

２　学年の目標及び内容を２学年まとめて示した教科等の指導計画（小学校のみ）

学年の目標及び内容を２学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること

○　２学年間を見通して児童の発達の段階や教育課題を考慮しながら、例えば平易なものから、あるいは身近なものから段階的に内容を配列するなど工夫をすることが大切です。

○　全体として、段階的にその目標やねらいの実現を目指して、効果的に指導が行われるように内容を位置付け、指導計画を作成することも大切です。

３　指導内容のまとめ方や重点の置き方

※ 中学校は「2」となります。

各教科の各学年、各分野又は各言語（中学校のみ位置付け）の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること

○　教材・教具の工夫や児童生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要です。

○　指導内容の増加は抑制し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着や、その活用を図る学習活動の充実を重視することとしています。

○　教科書だけでなく、各学校において使用される各種教材等についても、質・量両面での充実が必要です。　　→　「教材等の精選」を削除

○　反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった、知識・技能の活用を図る学習活動の充実を図ることができるようになっています。

４　合科的・関連的な指導（小学校のみ）

児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること

○　合科的な指導
- 教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つです。
- 合科的な指導とは、単元又は１コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するものを言います。

○　関連的な指導
- 関連的な指導とは、教科等別に指導するに当たり、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて、相互の関連を考慮して指導するものを言います。

1　児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実

○　知識・技能の習得や活用、探究について

◇　教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成します。
◇　文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述します。
→　それぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行うことが必要です。
→　また、それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが必要です。

◇　これらの学習活動は相互に関連し合っています。
◇　知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれます。

◇　各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は、決して一つの方向で進むだけではありません。
◇　知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど、相互に関連し合って力を伸ばしていくものです。

↓

各教科での学習においてもこれらの学習活動を重視

○　言語に関する能力の育成を重視（各教科等において言語活動を充実）

◇　言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科では、小学校教育及び中学校教育を通じて、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示しています。
◇　各教科においても言語に関する能力の育成を重視し、様々な言語活動を例示しています。

○　今回の改訂においては、
◇　各教科等を通じ基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動の充実が重要です。

◇　言語活動の充実
- 国語を正しく理解し用いる能力や態度の育成
- 様々な情報に対し主体的に関わっていく能力や態度の育成
- 学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切

↓

- 教師は正しい言語で話し、正確で丁寧な文字を書くこと
- 校内の掲示板や印刷物等、用語や文字を適正に使用すること
- 校内放送等、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
- 適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
- 教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が、適切に行われるような状況をつくること
- 児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くこと

２　体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進

体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した、問題解決的な学習を充実する必要

○　主体的に学習に取り組む能力を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる上で有効です。
○　各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に留意しつつ、児童生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが大切です。
○　学習の展開においては、学習の内容と児童生徒の発達の段階に応じて、安全への配慮を十分に行うことが必要です。

３　学級経営と（小学校のみ）生徒指導の充実

○　生徒指導は学習指導と並んで重要な意義
○　積極的な生徒指導の重要性
○　児童生徒理解は生徒指導の基盤
○　児童生徒と教師の信頼関係も生徒指導の基盤
○　日頃の人間関係と集団生活

従来どおりの内容となっています。

※　小学校　：　生徒指導を着実に進める上での基盤は学級であり、学級担任の教師の営みは非常に重要であるとしています。また、学級経営を行う上で最も重要なことは児童理解であり、存在感を実感できる場として学級をつくりあげることや、児童に達成感や学習意欲を味わわせることが重要であるとしています。

○　全教職員の共通理解を図り、学校全体として協力して進めること
○　家庭や地域社会、関係機関との密接な連携を図ること

４　進路指導の充実（中学校のみ）

生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、
将来、様々な生き方や進路選択の可能性があることを理解し、
自らの意思と責任で自己の生き方、進路を選択することができるように

適切な指導・援助

○　進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備することが大切です。
○　学級担任をはじめ、教師が相互に密接な連絡を取ることが必要です。
○　それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要です。

※　小学校では「キャリア教育」という文言が出てきますが、中学校には出てきません。

５　ガイダンス機能の充実　（中学校のみ）

（番号は小・中学校それぞれの総則の番号に合わせて意図的に５番としています。）

○　生徒一人一人の自己実現を進めていく観点から、本項は規定されています。

○　ガイダンスの機能の充実を図ることは、現在及び将来の生き方を考え、行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつものです。

○　各学校においては、計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させ、よりよい発達を促すことが重要です。

○　特に、ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる時期としては、次のようなものが考えられます。

ア　入学時、新学期開始時期
イ　新たな学習や各種の学習活動の開始時期
ウ　進路の選択時期

５　課題選択や自己の生き方を考える機会の充実（小学校のみ）

（番号は小・中学校それぞれの総則の番号に合わせて意図的に５番としています。）

○　各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫することが大切です。

→　課題選択能力や解決能力を育てることが必要です。

○　総合的な学習の時間でも、児童が横断的・総合的な課題や興味・関心に基づく課題等について、問題解決や探究活動に主体的・創造的に取り組み、自己の生き方に目を向けていくことができるようにすることが大切です。

６　見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

（小学校の総則では４番となっています。）

今回新しく付加した規定

○　各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるようにすること

※　児童生徒の学習意欲の向上を重視しています。

○　児童生徒の学習意欲が向上するとともに、児童生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで、学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものと考えられます。

７　指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

（小学校の総則では６番となっています。）

○　各教科等の指導に当たっては、 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、以下のような指導の充実を図ることが必要です。
- ◇　教師は個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うこと
- ◇　指導方法の工夫はすべての児童生徒に対応するものであること
- ◇　学習の遅れがちな児童生徒には特に配慮すること
- ◇　学校が一体となって工夫改善を進めていくこと
- ◇　校長は指導力を発揮して、指導体制の活性化を図ること
- ◇　教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整などに充てる時間を可能な限り確保できるよう、会議のもち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮すること
- ◇　学習内容の習熟の程度に応じた指導について配慮すること
- ◇　補充的な学習を取り入れた指導を行うこと
- ◇　発展的な学習を取り入れた指導を行うこと
- ◇　指導体制について配慮すること

８　障がいのある児童生徒の指導

（小学校の総則では７番となっています。）

○　平成18年に学校教育法が改正され、従来の盲・聾・養護学校は、障がいの重複化等に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、複数の障がい種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換されました。
○　また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障がいのある児童生徒等に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されました。
○　このように、特別支援教育については、大きな制度改正がなされたところです。
○　特別支援学級は、通常の学級における指導では十分に効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された少人数の学級です。
○　通級による指導は、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、特別の指導の場において障がいに応じた特別の指導を行うものです。
○　ＬＤ（学習障がい）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障がい）、自閉症などの障がいのある児童生徒が在籍している場合は、障がいの状態等に即した適切な指導が必要です。
○　個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫が必要です。
○　特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携することが重要です。
○　個別の指導計画を作成することが必要となります。
○　校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター等、学校全体の支援体制を整備していくことが特別支援教育の充実には欠かせないものです。

９　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

（小学校の総則では８番となっています。）

○　「取り出し指導」や「放課後を活用した特別な指導」等を実施することも大切です。

１０　情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用

（小学校の総則では９番となっています。）

○　「情報モラルを身に付け」……今回小・中学校共通で新しく付加した内容です。

○　小学校

「各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」と示されています。

○　中学校

「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」と示されています。

○　道徳教育との関連（道徳においては情報モラルを扱う）
○　具体的な学習の例示
○　情報モラルを育成するための学習の例示
○　携帯電話の利用の問題

これらについて
具体的に示されています。

１１　学校図書館の利活用

（小学校の総則では１０番となっています。）

○　学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、児童生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められています。
○　読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要です。
○　児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るために、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切です。

１２　指導の評価と改善

（小学校の総則では１１番となっています。）

○　今回新しく付加した内容です。

◇　主体的な学習の仕方が身に付くように配慮することが重要であり、児童生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切です。
◇　相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視することが必要です。

１３　部活動の意義と留意点　（中学校のみ）

○　部活動についての記述そのものを、今回中学校の総則に新規に追加しています。
　主な内容としては「意義」、「留意点」、「配慮事項」について明記しています。

○　教育課程外であるという位置付けはこれまでどおりです。
○　教職員の勤務に影響を与えるものではありません。
○　「教育課程との関連が図られるよう留意すること」とは、各教科との関連や、学びとの関連を考えています。
○　休日に行う部活動の抑制になるとは言い切れないものの、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要であることを示しています。

１４　家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流

（小学校の総則では１２番となっています。）

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校（中学校間や小学校、高等学校）及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること

総則からの引用文ですので
原文のまま表記しています。

○　学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切です。
○　学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要です。
○　連携や一貫の視点、学校相互の連携や交流の視点が強調されています。

第４章　教育課程の編成の手順と評価：　第１節　教育課程編成の手順

○　教育課程の編成の手順は具体的には以下のような流れで行います。
　◇　教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にします。
　◇　教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決めます。
　◇　教育課程の編成のための事前の研究や調査をします。
　◇　学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定めます。
　◇　教育課程を編成します。

1　学校評価における教育課程の評価

（１）学校評価に関する法制度
○　学校評価……各学校は自己評価とその結果の公表に努めることとされています。
○　情報提供……各学校は保護者等へ情報提供を積極的に行うこととされています。
○　学校評価に関する法制度
◇　　平成19年　6月　学校教育法改正
　　学校評価及び情報提供に関する総合的な規定
◇　　平成19年10月　学校教育法施行規則改正
　　自己評価・学校関係者評価の実施・公表、
　　評価結果の設置者への報告に関する規定

これにより、各学校は法令上、以下の　　ことを行うことが必要となります。

①　教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
②　保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともに、その結果を公表するよう努めること
③　自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること

（２）学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価
○　文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成20年１月31日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成しました。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではありますが、その設定について検討する際の視点となる例が示されており、「教育課程・学習指導」については、次のような例が示されています。
◇　各教科等の授業の状況
◇　教育課程等の状況

※　各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されます。その際、教育課程もその重要な評価対象となりうるということを理解しておくことが大切です。

2　教育課程の改善

○　改善の意義
教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善です。
○　改善の方法
①　評価の資料を収集し、検討すること
②　整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること
③　改善案をつくり、実施すること

参　考　：　学習指導要領解説　総則編　＜　目　　次　＞

小 学 校　　中 学 校　（※ 番号は小・中で異なる）

小中学校共通で示している。小学校だけに該当する項目は㋑で示している。また、中学校だけに該当する項目は㊥で示している

小学校	中学校	
第１章	第１章	総　　説
１	１	改訂の経緯
２	２	改訂の基本方針
３	３	改訂の要点
第２章	第２章	教育課程の基準
第１節	第１節	教育課程の意義
第２節	第２節	教育課程に関する法制
１	１	教育課程とその基準
２	２	教育課程に関する法令
第３章	第３章	教育課程の編成及び実施
第１節	第１節	教育課程編成の一般方針
１	１	教育課程編成の原則
２	２	道徳教育
３	３	体育・健康に関する指導
第２節	第２節	内容等の取扱いに関する共通的事項
１	１	各教科等の内容の共通的取扱い
２	２	複式学級の場合の教育課程編成の特例
３	３	その他の教育課程編成の特例
	４	㊥選択教科を開設する際の留意事項
第３節	第３節	授業時数等
１	１	各教科等の年間授業時数
２	２	年間の授業週数
３	３	特別活動の授業時数
４	４	授業の１単位時間
５	５	時間割の弾力的な編成
６	６	年間授業日数
７	７	総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替
第４節	第４節	指導計画の作成
１	１	各教科等及び各学年相互間の関連
２		㋑学年の目標及び内容を２学年まとめて示した教科等の指導計画
３	２	指導内容のまとめ方や重点の置き方
４		㋑合科的・関連的な指導
第５節	第５節	教育課程実施上の配慮事項
１	１	児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実
２	２	体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
３	３	㋑学級経営と生徒指導の充実
	４	㊥進路指導の充実
	５	㊥ガイダンスの機能の充実
５		㋑課題選択や自己の生き方を考える機会の充実
４	６	見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
６	７	指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
７	８	障害（がい）のある児童生徒の指導
８	９	海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導
９	１０	情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用
１０	１１	学校図書館の利活用
１１	１２	指導の評価と改善
	１３	㊥部活動の意義と留意点等
１２	１４	家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流
第４章	第４章	教育課程編成の手順と評価
第１節	第１節	教育課程の編成の手順
１	１	教育課程の編成の手順
２	２	学校の教育目標の設定
第２節	第２節	教育課程の評価
１	１	学校評価における教育課程の評価
２	２	教育課程の改善
（資料）	（資料）	学習指導要領等の改訂の経過

Ⅱ　本県における教育課程編成と指導方法の工夫改善

前段の「Ⅰ　小学校・中学校学習指導要領解説「総則編」の概要」においては、文部科学省が示した総則編の解説について、その主な概要をダイジェスト的に示しましが、ここではそれらを受け、各学校で教育課程を編成する際に留意する事項について、本県としての考え方を示しました。特に、学習指導要領改訂の基本方針や教育課程については、第１章、第２章において学習指導要領の総則編に示されている内容をさらに詳細に述べるとともに、第３章では教育課程の具体的な編成について、基本的な考え方や手順、授業時数の配当の仕方等について例を挙げながら示しました。

従来の教育課程の編成においては、年間の授業日数を算出し、年間の総授業時間の中で各教科等の標準授業時数を配当したあと、残りの時間で小学校のクラブ活動をはじめ、児童会や生徒会活動、学校行事等の時間を配当してきました。また、必要な研修の時間や参観日、家庭訪問等で実施できない時間を最小限にとどめるとともに、どうしても総授業時数の中で配当しきれない場合には学校行事の精選も図りながら、より効果的な学習活動を位置付ける努力をしてきました。

しかし、これからの教育課程の編成においては、児童生徒にとって必要な学習活動について十分検討するとともに、研修等で必要な時間（欠時数等も含む時間）についても検討を行いながら、年間に必要な総時数（総授業時数と研修等で必要な総時数）を算出し、児童生徒の負担過重という視点も加えながら併せて検討し、年間の総授業日数について検討していくことが重要になります。

ですから、１０分間程度の短い時間の設定や長期休業期間中の授業の設定についても、各学校で必要な学習活動や学校行事等について十分に検討を重ねながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが強く求められます。各学校においては、以下の各章に示した内容について十分に理解を深め、創意工夫を行いながら、特色ある教育課程を編成していくことが重要となります。

第１章　学習指導要領改訂の基本方針

教育は、教育基本法に示されているとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければなりません。特に、２１世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させています。

このような状況においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になってきており、そのためにも、知・徳・体のバランスのとれた人間の育成を目指した教育が極めて重要です。

しかしながら子どもたちを取り巻く状況に目を向けると、いじめや不登校の問題、学校外での社会体験の不足をはじめ、国際化、情報化、科学技術等の発展、環境問題に対する関心の高まり、高齢化・少子化の進行等、様々な面で大きく変化してきています。また、ＰＩＳＡ調査など各種の国際的な調査からも、我が国の児童生徒については、

① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題
② 読解力で成績分布の分散が拡大しているという問題、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣によるところが大きいという問題
③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった問題

等の課題が見られるとの結果が明らかになっているところです。

このため、平成17年２月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請が行われ、審議が開始されました。また、この間、教育基本法や学校教育法の改正が行われ、知・徳・体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等の育成はもちろん、学習意欲を重視しながら、学校教育において、これらを調和的にはぐくむことが必要である旨、法律上の規定がなされたところです。

中央教育審議会は２年１０か月にわたる審議の末、学習指導要領等の改善についての答申を行いましたが、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、特に右の７点を基本的な考え方とし、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性を示しました。

① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
② 「生きる力」という理念の共有
③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
④ 思考力・判断力・表現力等の育成
⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

この答申を踏まえ、平成２０年３月２８日に学校教育法施行規則を改正し、小学校及び中学校学習指導要領が公示されました。

今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づいて行われたところです。

① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること
② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること
③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

各学校においては、これらの改訂の基本方針を十分に理解するとともに、地域や学校、児童生徒などの実態を的確に把握し、それぞれの学校における課題を明確にしながら、その解決を図るための新しい教育課程を創造していくことが望まれます。

第２章　教育課程の基準　：　１　学校において編成する教育課程

学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するよう、教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言えます。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってきます。特に各学校は、法律で定められた教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性を考慮して「学校の教育目標」を設定する必要があります。また、その具現化を目指して教育課程を編成する必要があります。そして、この教育課程を中核としながら、そのほか学校が必要とする教育内容を選択・組織し、必要な時数等を定めた教育計画を含めて、「学校の総合的な教育計画」を樹立し、教育活動を進めていくことが重要となります。

第２章　教育課程の基準　：　２　教育課程の基準の必要性

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければなりません。特に、小学校や中学校は義務教育であり、また、公の性質を有するものですから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請されます。

このため、小学校教育や中学校教育の目的や目標を達成するために、学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となります。

一方、教育は、その本質からして地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性に応じて効果的に行われることが大切です。また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きいものです。

このような観点から、今回の小学校及び中学校学習指導要領の改訂においては、引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしています。例えば、学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものです。同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様です。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の１単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点についても変更はなく、これまでと同様となっているところです。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要です。

第２章　教育課程の基準　：　３　学習指導要領

学習指導要領の「基準性」については前回の学習指導要領と同様です。教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の１単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりするとともに、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点にも変更はありません。また、全体としては従前と同様に、学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめており、大綱的なものとなっていますから、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようになっています。したがって、これらの学習指導要領の性格を十分に理解した上で、各学校における教育課程の編成を行うことが大切です。

なお、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指すということは、まさに学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければなりません。特に今回の改訂においては、教育基本法に義務教育の目的（第５条）、学校教育法に義務教育の目標（第２１条）がそれぞれ規定されたことを踏まえ、義務教育９年間を見通して、発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視していることに留意する必要があります。

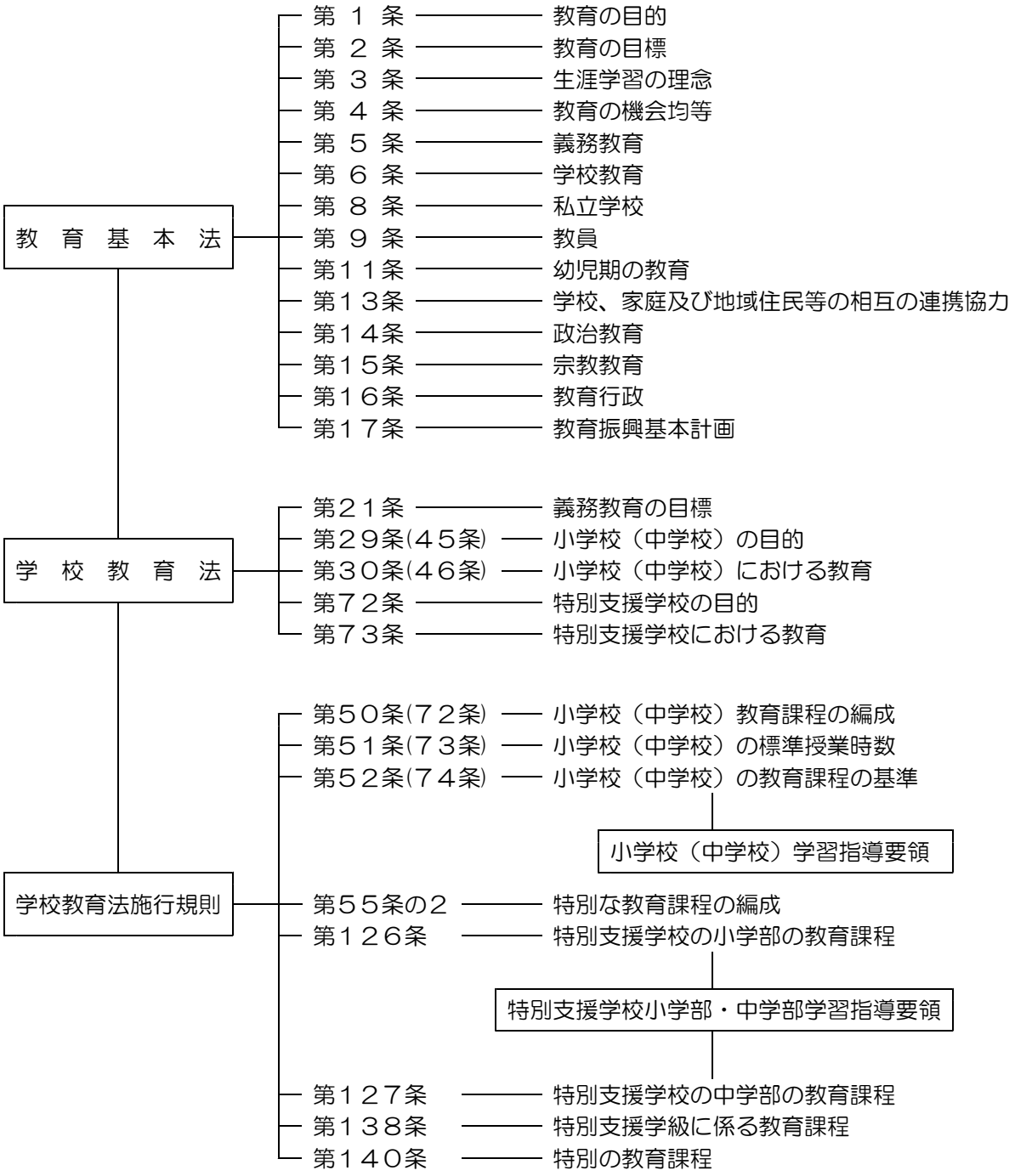

公立の小・中学校においては、以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めがあります。すなわち、「教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第２３条第５号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第３３条第１項）」とされています。この規定に基づいて、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければなりません。

各学校においては、以上の法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要があります。

第３章　教育課程の編成及び実施　：　１　教育課程編成の一般方針

学習指導要領第１章総則においては、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を示しています。したがって、各学校においては、総則に示されている事項に従い、創意工夫して教育課程を編成し、実施する必要があります。

教育課程を編成する際の原則は以下のとおりです。

> 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。　（第１章第１の１）

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させなければなりません。そして、これらを活用して、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることが不可欠となります。また、その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければなりません。

（１）　教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されています。

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていますから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということを示しています。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体ですから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行われなければなりません。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年の枠を超えて教師同士が連携・協力することがますます重要となっています。

各学校の教育課程は、学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに、教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切です。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要となります。

なお、今回の改訂においては、「各学校においては、‥‥‥‥適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加されました。これは、児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではありませんが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることをより明確にしたものです。

（2） 教育課程の編成の原則

ア　教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法、その他の法令により種々の定めがなされていますので、これらの法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに、これらに従い、創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切です。

イ　児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階と特性を十分考慮すること

（ア）地域の実態

学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長していますから、学校においては学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切です。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切です。

そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し、検討して地域の実態を的確に把握するとともに、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要となります。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることや、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること等が大切であることは言うまでもありません。

（イ）学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっていますから、教育課程の編成に際しては、このような学校のもつ条件が密接に関連してきます。したがって、効率的な教育活動を実施するためには、これらの条件を十分考慮し、教育課程の編成に生かすことが必要です。

（ウ）児童生徒の心身の発達の段階や特性等

各学校において教育課程を編成する場合には、児童生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、児童生徒の心身の発達の段階と特性を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要です。

ウ　学校評価等で明らかになった「課題」等

各学校において教育課程を編成する場合には、前述の（ア）～（ウ）はもちろんのこと、各学校が実施する「学校評価（学校の自己評価）」、「学校関係者評価」等の様々な評価で明らかになった「課題」を重視する必要があります。特に、学校が育成したいと考える力（例：学力、体力、道徳性の向上‥‥）等を明確にし、それらを育成するための特色ある教育活動を推進することが大切であり、指導に必要な内容や時数について教育課程の編成に反映させることが必要です。

第３章　教育課程の編成及び実施　：　２　教育課程編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して手順を工夫すべきものです。ここでは教育課程の編成の組織及び手順の一例を示すこととします。

（１）　教育課程編成の組織の例

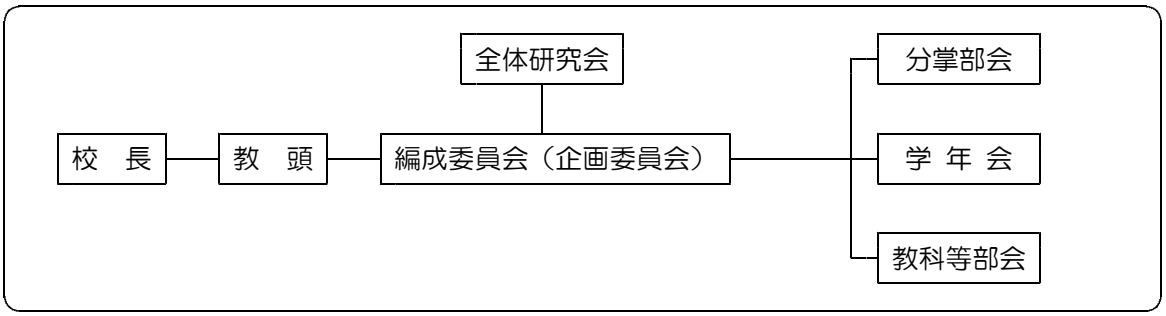

（２）　教育課程編成の手順の例

１　教育課程の編成に対する学校の基本方針の明確化

- ○学校経営方針との関連
- ○教育課程の意義及び編成の原則
- ○教育課程編成作業の内容・手順・計画
- ○組織及び日程の基本的方針

２　教育課程の編成のための具体的な組織と日程の決定

- ○職員構成や校務分掌等を考慮した教育課程編成に関する組織づくり
- ○過年度の教育課程の評価をもとにした編成作業の具体的な手順の決定
- ○編成作業を効率的に進めるための作業行程の明確化
- ○事前研究に要する日数、各種会議等に要する日数、全体の調整に要する日数等の確保
- ○組織、分担の有機的な関連を図るための全体検討と部分検討による集中的な作業

９月 ～ １０月

３　教育課程の編成のための事前の研究や調査

- ○国の基準や教育委員会の規則及び「学習指導要領ガイドブック（宮崎県版）」等の理解
- ○教育課程の実施状況の評価と改善点の明確化
- ○地域や学校の実態、児童生徒の心身の発達の段階と特性についての研究や調査
  - ・家庭及び地域の実態
    地理的、社会的、文化的な生活条件や環境、教育に対する関心や期待、意向等
  - ・学校の実態
    規模、児童生徒数の推移、学級編制、教職員の構成、施設・設備、教材・教具の整備状況等
  - ・児童生徒の実態
    学力、道徳性、運動能力、生活経験、行動の特性、興味・関心事項等

１０月 ～ １１月

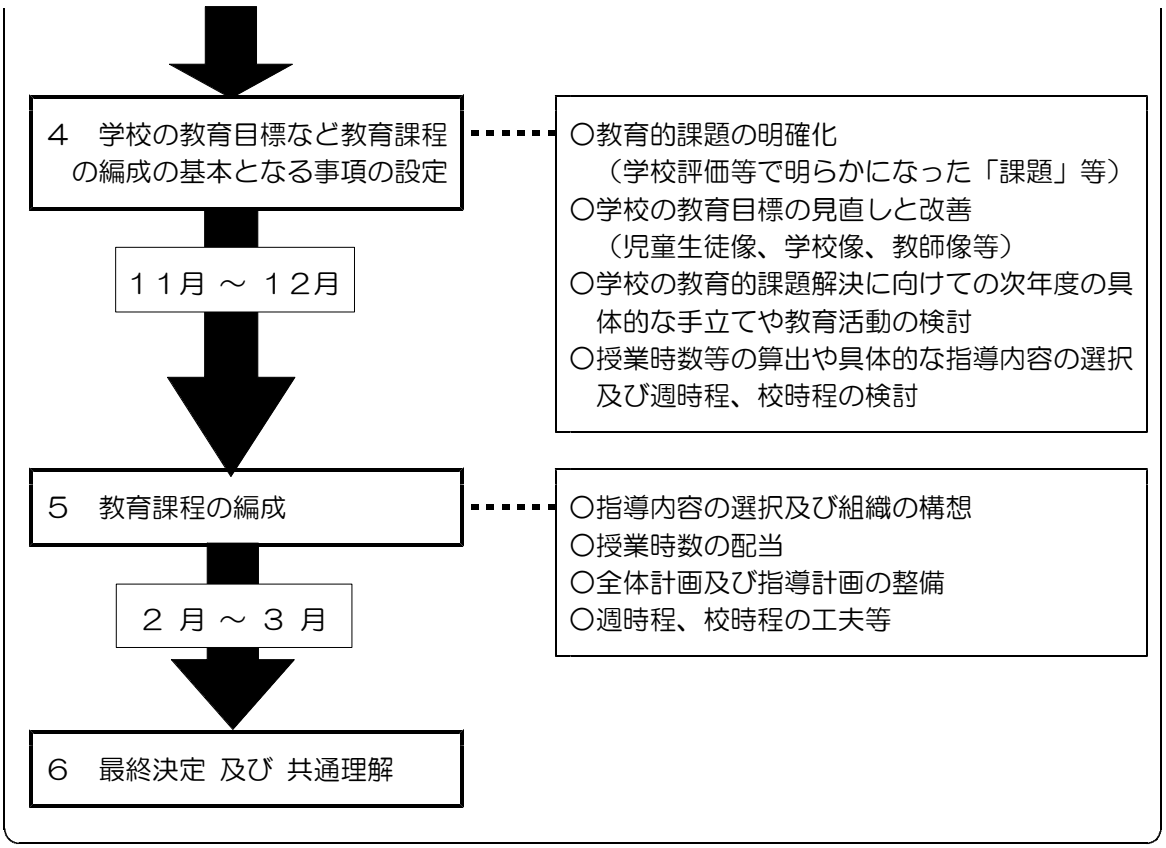

第３章　教育課程の編成及び実施　：　３　授業時数等の取扱い

授業時数の配当は、教育課程の編成の上で重要な要素です。各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数を定め、学習指導要領において年間の授業週数などを定めています。各学校においては、これらの基準に従って地域や学校及び児童生徒の実態等を考慮し、各教科等の授業時数を具体的に定め、それを授業日数や１単位時間の授業との関連を図りながら、学期ごと、月ごと、週ごとに適切に配当する必要があります。

（１）　各教科等の年間授業時数

ア　年間の授業時数

各学年における各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第５１条において「小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第１に定める授業時数を標準とする。」と定めています。

また、同第７３条において「中学校の各学年における必修教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第２に定める授業時数を標準とする。」と定めています。

この別表第１及び第２に定めている授業時数は標準授業時数ですから、各学校では、これを標準

として実態に合った授業時数を定めることができます。別表第１及び第２に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら標準的なものとして定めているものです。したがって、年度当初の計画段階からこれを下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適切ではありません。

イ　標準授業時数

別表第１及び第２に定められている授業時数が標準時数として規定されているのは、

> ア　指導に必要な時数を実質的に確保する考え方を踏まえ、各学校においては、地域の状況や児童生徒の実態を十分に考慮して、児童生徒の負担過重にならない限度で、別表第１及び第２に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、指導することが可能である。
> イ　災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則第５１条及び第７３条に反するものとはしない。

といった趣旨を、制度上明確にしたものです。

したがって、不測の場合は標準時数を下回ることもやむを得ないことになります。しかし、教育課程を編成したものの、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態が起こり、当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは、言うまでもなく当然必要なことです。特に、授業内容が当該年度内に終了しないということがあってはなりませんから、不測の事態にある程度は備えておくことが必要となってきます。

また、別表第１及び第２は各学年の総授業時数も標準として定めていますから、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、授業時数を実質的に確保するという観点から、総授業時数が標準として定めている授業時数を大幅に上回ったり、下回ったりすることがないように総合的に検討していく必要があります。

【小学校】　別表第１（学校教育法施行規則第５１条関係）

区　分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第１学年	306		136		102	68	68		102	34			34	850
第２学年	315		175		105	70	70		105	35			35	910
第３学年	245	70	175	90		60	60		105	35		70	35	945
第４学年	245	90	175	105		60	60		105	35		70	35	980
第５学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	35	980
第６学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	35	980

（1）　この表の授業時数の１単位時間は、４５分とする。

（2）　特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。

【中学校】　別表第２（学校教育法施行規則第７３条関係）

区　分	必修教科の授業時数									道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第１学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第２学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第３学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

（1）　この表の授業時数の１単位時間は、５０分とする。
（2）　特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとする。

（2）　年間の授業週数

１　各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動（以下各教科等」という。ただし、１及び３において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く）に限る。）の授業は、年間３５週（小学校第１学年については３４週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。
　なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。　（第１章第３の１）

ア　年間の授業週数

各教科等の授業時数を年間３５週（小学校第１学年については３４週）以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間３５週以上にわたって配当すれば、児童生徒の負担過重にならない程度に、週当たり、１日当たりの授業時数を平均化できることを考慮したことによるものです。したがって、このことから児童生徒の実態や教科等の特性を考慮して、週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられます。

今回の改訂においては、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる」ことを示しています。これは、教科等や学習活動によっては年間を通じて実施することなく、夏季、冬季、学年末、農繁期等の休業日の期間に授業日を設定することも含め、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあることを考慮しているものです。

したがって、今後さらに、学校全体の生活時間や日課について工夫を加えるとともに、地域や学校の実態に応じ、給食、休憩の時間の設定を工夫することが必要であることは言うまでもありません。Ｐ２４でも述べたように、従来の教育課程の編成においては、年間の総授業時間の中で各教科等の標準授業時数を配当したあと、残りの時間で小学校のクラブ活動をはじめ、児童会や生徒会活動、学校行事等の時間を配当してきました。また、必要な研修の時間や参観日、家庭訪問等で実施できない時間を最小限にとどめるとともに、どうしても総授業時数の中で配当しきれない場合には学校行事の精選も図りながら、より効果的な学習活動を位置付ける努力をしてきました。

しかし、これからの教育課程の編成においては、総授業時数を算出する前に、児童生徒にとって必要な学習活動について十分検討するとともに、研修等で必要な時間（欠時数等も含む時間）についても検討を行いながら、年間に必要な総時数（総授業時数と研修等で必要な総時数）を算出し、児童生徒の負担過重という視点も加えながら併せて検討し、年間の総授業日数について検討していくことが重要になります。

次年度以降の各学校における教育課程の編成においては、これまで以上に、どのような学習活動が必要か、また、どのような形態で実施することが効果的かということ等について、事前に十分に検討を重ねた上で、総授業時数の枠組みを考えていくことが大切になります。１０分間程度の短い時間の設定や長期休業期間中の授業の設定についても、各学校で必要な学習活動や学校行事等は何なのか、十分に検討を重ねながら、授業時数との関連において総合的に組織していくことが強く求められているのです。

つまり、「したいこと（具体的な学習活動や内容）」と「できること（総授業時数や枠組み）」との間で十分なやりとりをしながら、内容や総授業時数を決定していくことが重要になります。

イ　長期休業期間中の授業の設定

今回の改訂において、各教科等（特別活動を除く）や学習活動の特質に応じ、効果的な場合には、休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができるようになりました。しかし、実施については、次のような事項について留意しておくことが必要です。

◇　長期休業中の授業については全校一斉で実施しなくても可能です。しかし、少なくとも学年単位で実施することは必要です。（はどめは設けていません。）
◇　ただし、特別活動（学級活動）や道徳の時間は、特定の期間に集中して実施するべき内容ではなく、継続して実施することが望ましいことから、これらの授業を特定の期間に実施することは認められていません。
◇　集団宿泊活動や職場体験活動などは、この時期に実施することが可能です。
◇　長期休業期間中に授業を実施しても良いことになっていますが、１～２日程度の授業日を設けるということであれば、休業中の前後を短縮するのが一般的となります。ただし、休業期間中の前後を短縮するためには、県または市町村教育委員会において、管理規則等の変更を行う必要がありますので、事前に、県または市町村教育委員会と十分に協議しておくことが必要になります。
◇　学校の独自の判断で長期休業を変更することはできません。
◇　休業中に授業を実施した場合も教育課程内と見なすため、実施時数にカウントできることになります。しかし、年度当初に保護者への連絡協議を行っておくことが必要ですし、休業中の実施となれば児童生徒の昼食についても、給食を実施するかどうかを含めて、事前に関係機関等と協議しておくことが必要となります。
◇　実施するのであれば指導計画に位置付けておくことが必要です。本当に効果的かどうかをよく考えた上で実施することが大切となります。

（３）　特別活動の授業時数

２　特別活動の授業のうち、児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。　（第１章第３の２）

特別活動のうち、児童会・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事については、各学校において地域や学校の実態を考慮して、実施する活動内容とのかかわりにおいて授業時数を定めることが必要となります。なお、学校行事については、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに行事間の関連や統合を図るなど精選して、授業時数を定めることが大切となります。

（４）　授業の１単位時間

３　各教科等のそれぞれの授業の１単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質等を考慮して適切に定めるものとする。なお、１０分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。　（第１章第３の３）

ア　授業の１単位時間の考え方

授業の１単位時間、すなわち日常の授業の１コマを何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要があります。今回の改訂においては、各学校において工夫することによって、６０分で行う授業や、１０分程度の短い時間を活用して行う授業も授業時数としてカウントできるようにしていますので、次の点に十分留意しながら、弾力的に運用することが求められています。

ア　各教科等の年間授業時数を確保すること
イ　児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては、授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあること
ウ　特定の学習活動を１０分間程度の短い時間を活用して行う場合については、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし、妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。短い時間を活用して特定の学習活動を行った場合、年間授業時数に加えることが可能であること
エ　学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加えること

イ　１０分間程度の短い時間を活用した授業

これまでは１単位時間を基本としながら、各教科で示されている標準授業時数の確保に努めてきました。今回の改訂においてもそのことは変わらないのですが、各教科の標準授業時数の確保に当たっては、そのことに加え、各教科の総授業時数を１単位時間で考えるだけではなく、総授業「分」数を算出し、年間を通じてその時数（総「分」数）をどのような単位時間で考えていくかという視点をもつこともできることになります。

すなわち、総授業時数（総「分」数）の算出の基礎となる１単位時間は、小学校は４５分、中学校は５０分ですから、小学校は４５分×「各教科等の標準時数」、中学校は５０分×「各教科等の標準時数」を基本として行うことになります。その上で、各教科の総授業時数（総「分」数）を確保するために必要な１単位時間を何分にするかは、各学校で適切に判断し、教育課程を編成、実施していくことになります。

したがって、６０分で行う授業や１０分間程度の短い時間を活用した授業も可能となりますし、いずれの場合も授業時数としてカウントすることが可能となります。また、年間を通じて計画的に実施することも、時期を限定して実施することも可能になっていきます。各学校ではこれらの趣旨やねらいを十分に理解するとともに、検討を重ねながら、児童生徒が負担に感じたり、混乱することのないように実施していくことが大切です。なお、実施に当たっては、本県としての「はどめ」は設けませんので、各学校で十分に検討し、工夫していただきたいと考えています。しかし、実施する上では、以下の内容に配慮することが必要です。

＜１０分間程度の短い時間を活用して授業を行う場合の配慮事項＞

◇　１単位時間を１０分間程度の短い時間に分けて授業を行う、いわゆる「モジュール的な授業」も実施可能ですし、授業時数としてカウントすることも可能となります。
◇　１０分間程度の授業で趣旨がおろそかになるものや、指導方法が十分でないものは授業時数としてカウントすることは望ましくありません。しかし、教科担任の意図のもとであれば、中学校で教科担任以外の教師（学級担任等）が立ち会う場合も授業時数にカウントすることが可能です。ただし、１０分間の授業の中で、例えば社会科の課題作りを行うのに、理科の教科担任（学級担任）が立ち会うような場合は、教科（社会科）の専門性が必要となりますので、中学校においては、他の教科担任が指導することはできません。単に教科担任の意図や指示のもとで、監督したり立ち会う程度のものを可としています。
◇　１０分間の授業の中で、３クラスを一人で指導、監督することは、評価ということまで十分に行えるということであれば可能となります。しかし、例えば、職員朝会の時間に一人だけ監督に行くなどの、職員の負担軽減や、時間捻出という観点での実施は論外です。
◇　算数・数学など、１０分間で効果が上がると考えられる特定の教科を想定していますが移行期間中は選択教科においても実施することが可能です。
◇　小学校では外国語活動も含まれます。また、朝の時間のドリル学習等も可能ですし、ドリル学習以外の内容でも構いません。
◇　児童生徒の興味や関心に基づいて行われる読書活動などは授業時数としてカウントすることはできません。しかし、指導計画に位置付けられている国語の教科として実施する場合は、授業時数としてカウントできます。
◇　１０分間程度の短い時間で行う授業の評価はもちろん、それらを学期末や年度末の評定にどのように生かすかについても考えておく必要があります。例えば１０分間の授業で行う小テストなどを生かすことが考えられます。また、１０分間の授業で行う指導内容としては、当該学年の内容を基本とすることが前提となります。
◇　道徳や特別活動を１０分間程度の短い授業として実施することはできません。

ウ　各教科の授業時数に関するその他の事項

各教科の授業時数については様々なことが予想されますが、授業時数を算出する際には次のようなことも考えておく必要があります。例えば、各教科において、「〇〇時間程度実施する」という内容が位置付けられている場合には、これらは最低の時間と考えることが基本となります。また、職場体験活動は道徳の時間にカウントするようなことは望ましくありませんし、行事や総合的な学習の時間、道徳の時間などに分散してカウントすることも目的や趣旨から考えると、同様に望ましくありません。

（５）　時間割の弾力的な編成

> ４　各学校においては、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。（第１章第３の４）

ア　時間割の弾力的な編成について

平成２０年１月の中央教育審議会答申において、「子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方がより効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り３５の倍数にすることが望ましい。」との提言がなされました。そこで、この答申を踏まえ、例外はあるものの各教科等の年間の標準授業時数を、できるだけ３５の倍数にすることを基本として改訂がなされています。また、各学校の工夫の一つとして、地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも可能となっています。

イ　教職員の勤務時間と教育課程の編成について（今後の見通し）

平成２０年８月１１日に出された人事院勧告では、国家公務員の勤務時間の短縮が勧告されました。これを受け、国は平成２０年１１月１４日に、この勧告どおりに実施することを閣議決定し、法案は既に国会で可決されました。地方公務員の勤務時間の改定に当たっては、国家公務員と同様、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに、行政コストの増加を招かないことを基本とするよう要請することとしています。

本県においては今後、県議会において条例改正を行う予定としており、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」や「市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の改正が行われる予定のようです。現段階では実施時期については未定となっているようですが、早ければ、教職員についても、平成２１年４月から導入されることも考えられますし、年度途中からの実施もあり得ると考えています。

具体的には１日の勤務時間を１５分短縮し、７時間４５分、１週当たり３８時間４５分に改定することが適当であるとしていますので、そのままの実施となれば、各学校の現在の校時程を１５分短縮することとなります。休憩時間は現在と同じく、途中に４５分位置付けることとなりますので、これまで８時からの勤務で、４時４５分退庁としていた学校は８時からの勤務で４時３０分退庁ということになります。これまでどおり８時頃の始業にして退庁時刻を早める方がいいのか、退庁時刻をこれまでどおりにして始業時刻を遅らせた方がいいのか、または、始業時刻も退庁時刻もこれまでどおりにして、休憩時間を１５分延ばす方がいいのか、様々な対応策が考えられます。しかしながら、いずれにおいても、児童生徒の負担過重にならないかどうかに配慮することが必要ですし、特に小学校では在校時間の問題も考えることが大切です。また、中学校区という視点で考えると、義務教育段階の児童生徒、とりわけ兄弟姉妹の登校時刻をどうするかなど、地域や児童生徒の実態も考慮することが必要になっていきます。

学校については、一般的には校時程の最後の部分を１５分間短縮することが最も妥当な方向ではないかと考えていますが、これについては、現在、国で検討されている「教員の変形労働時間に関する協議」の動向も見ながら、今後、具体的な検討を行うことになっていくものと考えています。

しかしながら、各学校においては、特に年度途中からの実施になる場合を含めて、どのような場合にも対応できるように具体的な構想を持っておくことが大切なことです。

（６）　年間授業日数・時数等

各学校においては、学校教育法施行令第２９条、学校教育法施行規則第６１条等を踏まえて、休業日を定める必要があります。この休業日を除いた日が授業日となりますが、各小・中学校では、これを基に、授業日数、授業週数、授業時数等を正確に把握し、適切な教育課程の編成と実施に努めなければなりません。

○　通常は休業日を除いた日が授業日となっています。

↓

・　学校教育法施行規則（第６１条）によると、公立小学校における休業日は、次のとおりとなっています。

ただし、第３号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りではありません。

一	国民の祝日に関する法律に規定する日	１２日	１６２日
二	日曜日及び土曜日	８０日	
三	学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日 ……夏季、冬季休業日等	７０日	

※　年間授業日数は ２００＋α 日

次ページの表は授業日数、授業週数、授業時数等の算出の仕方及び配当についての一例です。

MEMO

【 負 担 過 重 】 という言葉を、どのようにとらえたらいいのですか？

※　「児童生徒の『負担過重』にならないように‥‥」という表現が何か所も出てきます。
　各学校は、児童生徒の負担過重にならない範囲で、授業時数や校時程などの工夫を行うことができるようになっています。しかし、「負担過重」の考え方については、おそらく、それぞれがイメージする基準は異なっているのが現状ではないかと思います。

※　考え方としては、各学校の児童生徒や地域の状況、通学距離や時間など、様々な実態が異なっていますので、各学校がそれらの実態を十分に踏まえて、主体的に判断されることが重要です。
　通学時間が長くかかる学校では在校時間を延ばさない工夫をすることなども必要となります。

※　一般的には児童生徒の発達の段階に応じて、無理のない時間（１単位時間や１日の在校時間、週当たりの学習時間等）を設定することや、無理のない学習内容や活動を位置付けていくことが大切なことだと思います。ですから、「負担過重」にならないようにするために、各学校の実態に応じた工夫をしていただくことはもちろんのことですが、最も効果の上がる指導方法や指導内容とはどのようなものなのかについて、十分に検討していくことが大切になります。

※　したがって、長期休業期間中の授業日の設定についても、安易に位置付けるのではなく、児童生徒の負担過重にならないのかを十分に検討した上で実施することが重要になります。

(1) 平成２３年度の小学校の年間授業日数等（長期休業期間に授業を実施しない場合の例）

学期	月	日数	学年	休業日数					授業日数	授業週数		曜日別授業日数				
				祝日	振替	土日	長期	小計		週	日	月	火	水	木	金
Ⅰ	4	30	1　年	1	0	9	5	15	15	3	0	3	3	3	3	3
			2～6年	1	0	9	2	12	18	3	3	3	4	4	4	3
	5	31	全学年	3	0	9	0	12	19	3	4	5	4	3	3	4
	6	30		0	0	8	0	8	22	4	2	4	4	5	5	4
	7	31		1	0	10	7	18	13	2	3	2	3	3	2	3
	8	31		0	0	8	23	31	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	153	1　年	5	0	44	35	84	69	13	4	14	14	14	13	14
			2～6年	5	0	44	32	81	72	14	2	14	15	15	14	14
Ⅱ	9	30	全学年	2	0	8	0	10	20	4	0	3	4	4	5	4
	10	31		1	0	10	0	11	20	4	0	4	4	4	4	4
	11	30		2	0	8	0	10	20	4	0	4	5	4	3	4
	12	31		1	0	9	5	15	16	3	1	3	3	3	4	3
	計	122		6	0	35	5	46	76	15	1	14	16	15	16	15
Ⅲ	1	31	全学年	2	1	8	4	15	16	3	1	3	4	3	3	3
	2	29		1	0	7	0	8	21	4	1	4	4	5	4	4
	3	31	1～5年	1	0	9	4	14	17	3	2	4	2	3	4	4
			6　年	1	0	9	5	15	16	3	1	3	2	3	4	4
	計	91	1～5年	4	1	24	8	37	54	10	4	11	10	11	11	11
			6　年	4	1	24	9	38	53	10	3	10	10	11	11	11
総計		366	1　年	15	1	103	48	167	199	39	4	39	40	40	40	40
			2～5年	15	1	103	45	164	202	40	2	39	41	41	41	40
			6　年	15	1	103	46	165	201	40	1	38	41	41	41	40

【備考】・授業日数は、各月の日数から祝日、振替休日、土曜日、日曜日、長期休業日を差し引いた日数である。
・曜日別授業日数は、各月の土曜日、日曜日を除く日数から祝日、振替休日、長期休業日を差し引いた日数である。
・年間の授業日数等は、第１学年の入学式４月８日、第６学年の卒業式を３月２３日として算出したものである。

（2）平成２３年度の小学校の年間授業日数等（長期休業期間に授業を実施する場合の例）

学期	月	日数	学年	休業日数					授業日数	授業週数		曜日別授業日数				
				祝日	振替	土日	長期	小計		週	日	月	火	水	木	金
Ⅰ	4	30	1　年	1	0	9	5	15	15	3	0	3	3	3	3	3
			2～6年	1	0	9	2	12	18	3	3	3	4	4	4	3
	5	31	全学年	3	0	9	0	12	19	3	4	5	4	3	3	4
	6	30		0	0	8	0	8	22	4	2	4	4	5	5	4
	7	31		1	0	10	7	18	13	2	3	2	3	3	2	3
	計	122	1　年	5	0	36	12	53	69	13	4	14	14	14	13	14
			2～6年	5	0	36	9	50	72	14	2	14	15	15	14	14
Ⅱ	8	31	全学年	0	0	8	19	27	4	0	4	1	1	1	0	1
	9	30		2	0	8	0	10	20	4	0	3	4	4	5	4
	10	31		1	0	10	0	11	20	4	0	4	4	4	4	4
	11	30		2	0	8	0	10	20	4	0	4	5	4	3	4
	12	31		1	0	9	5	15	16	3	1	3	3	3	4	3
	計	153		6	0	43	24	73	80	16	0	15	17	16	16	16
Ⅲ	1	31	全学年	2	1	8	4	15	16	3	1	3	4	3	3	3
	2	29		1	0	7	0	8	21	4	1	4	4	5	4	4
	3	31	1～5年	1	0	9	4	14	17	3	2	4	2	3	4	4
			6　年	1	0	9	5	15	16	3	1	3	2	3	4	4
	計	91	1～5年	4	1	24	8	37	54	10	4	11	10	11	11	11
			6　年	4	1	24	9	38	53	10	3	10	10	11	11	11
総計		366	1　年	15	1	103	44	163	203	40	3	40	41	41	40	41
			2～5年	15	1	103	41	160	206	41	1	40	42	42	41	41
			6　年	15	1	103	42	161	205	41	0	39	42	42	41	41

【備考】・授業日数は、各月の日数から祝日、振替休日、土曜日、日曜日、長期休業日を差し引いた日数である。
・曜日別授業日数は、各月の土曜日、日曜日を除く日数から祝日、振替休日、長期休業日を差し引いた日数である。
・年間の授業日数等は、第１学年の入学式４月８日、第６学年の卒業式を３月２３日として算出したものである。
・長期休業期間（夏季休業期間）中にすべての学年が４日間の授業を行うものとして算出したものである。また、夏季休業期間の後半に位置付けたものとして設定しており、それらの授業日は、３学期制の学校においては２学期として位置付けるものとして例示している。

（3）平成２４年度の中学校の年間授業日数等（長期休業期間に授業を実施しない場合の例）

学期	月	日数	学年	休業日数					授業日数	授業週数		曜日別授業日数				
				祝日	振替	土日	長期	小計		週	日	月	火	水	木	金
Ⅰ	4	30	1　年	1	1	8	5	15	15	3	0	3	3	3	3	3
			2～3年	1	1	8	3	13	17	3	2	3	3	3	4	4
	5	31	全学年	3	0	7	0	10	21	4	1	4	5	5	4	3
	6	30		0	0	9	0	9	21	4	1	4	4	4	4	5
	7	31		1	0	9	7	17	14	2	4	2	3	3	3	3
	8	31		0	0	8	23	31	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	153	1　年	5	1	41	35	82	71	14	1	13	15	15	14	14
			2～3年	5	1	41	33	80	73	14	3	13	15	15	15	15
Ⅱ	9	30	全学年	2	0	9	0	11	19	3	4	3	4	4	4	4
	10	31		1	0	8	0	9	22	4	2	4	5	5	4	4
	11	30		2	0	7	0	9	21	4	1	4	4	4	5	4
	12	31		1	1	9	5	16	15	3	0	3	3	3	3	3
	計	122		6	1	33	5	45	77	15	2	14	16	16	16	15
Ⅲ	1	31	全学年	2	0	8	4	14	17	3	2	2	4	4	4	3
	2	28		1	0	8	0	9	19	3	4	3	4	4	4	4
	3	31	1～2年	1	0	10	4	15	16	3	1	4	3	2	3	4
			3　年	1	0	10	9	20	11	2	1	2	2	2	2	3
	計	90	1～2年	4	0	26	8	38	52	10	2	9	11	10	11	11
			3　年	4	0	26	13	43	47	9	2	7	10	10	10	10
総計		365	1　年	15	2	100	48	165	200	40	0	36	42	41	41	40
			2　年	15	2	100	46	163	202	40	2	36	42	41	42	41
			3　年	15	2	100	51	168	197	39	2	34	41	41	41	40

【備考】・授業日数は、各月の日数から祝日、振替休日、土曜日、日曜日、長期休業日を差し引いた日数である。
・曜日別授業日数は、各月の土曜日、日曜日を除く日数から祝日、振替休日、長期休業日を差し引いた日数である。
・年間の授業日数等は、第１学年の入学式４月９日、第３学年の卒業式を３月１７日として算出したものである。

（4）平成２４年度の中学校の年間授業日数等（長期休業期間に授業を実施する場合の例）

学期	月	日数	学年	休業日数					授業日数	授業週数		曜日別授業日数				
				祝日	振替	土日	長期	小計		週	日	月	火	水	木	金
Ⅰ	4	30	1　年	1	1	8	5	15	15	3	0	3	3	3	3	3
			2～3年	1	1	8	3	13	17	3	2	3	3	3	4	4
	5	31		3	0	7	0	10	21	4	1	4	5	5	4	3
	6	30		0	0	9	0	9	21	4	1	4	4	4	4	5
	7	31	全学年	1	0	9	7	17	14	2	4	2	3	3	3	3
	計	122	1　年	5	1	33	12	51	71	14	1	13	15	15	14	14
			2～3年	5	1	33	10	49	73	14	3	13	15	15	15	15
Ⅱ	8	31		0	0	8	18	26	5	1	0	1	1	1	1	1
	9	30		2	0	9	0	11	19	3	4	3	4	4	4	4
	10	31		1	0	8	0	9	22	4	2	4	5	5	4	4
	11	30		2	0	7	0	9	21	4	1	4	4	4	5	4
	12	31	全学年	1	1	9	5	16	15	3	0	3	3	3	3	3
	計	153		6	1	41	23	71	82	16	2	15	17	17	17	16
Ⅲ	1	31	全学年	2	0	8	4	14	17	3	2	2	4	4	4	3
	2	28		1	0	8	0	9	19	3	4	3	4	4	4	4
	3	31	1～2年	1	0	10	4	15	16	3	1	4	3	2	3	4
			3　年	1	0	10	9	20	11	2	1	2	2	2	2	3
	計	90	1～2年	4	0	26	8	38	52	10	2	9	11	10	11	11
			3　年	4	0	26	13	43	47	9	2	7	10	10	10	10
総計		365	1　年	15	2	100	43	160	205	41	0	37	43	42	42	41
			2　年	15	2	100	41	158	207	41	2	37	43	42	43	42
			3　年	15	2	100	46	163	202	40	2	35	42	42	42	41

【備考】・授業日数は、各月の日数から祝日、振替休日、土曜日、日曜日、長期休業日を差し引いた日数である。
・曜日別授業日数は、各月の土曜日、日曜日を除く日数から祝日、振替休日、長期休業日を差し引いた日数である。
・年間の授業日数等は、第１学年の入学式４月９日、第３学年の卒業式を３月１７日として算出したものである。
・長期休業期間（夏季休業期間）中にすべての学年が５日間の授業を行うものとして算出したものである。また、夏季休業期間の後半に位置付けたものとして設定しており、それらの授業日は、３学期制の学校においては２学期として位置付けるものとして例示している。

（７）　週当たりの授業時数や曜日当たりの授業時数の算出について

週当たりの授業時数についてはＰ３２、Ｐ３３の別表第１及び第２に示されている「総授業時数」を「３５週（小学校１年生は３４週）」で割った時数を基準に、例として示しました。週当たりの授業時数については文部科学省から一応の目安は示されていますが、小学校の４～６年生については、クラブ活動、代表委員会、委員会活動等に充てる時間が標準授業時数の中に含まれていませんので、学校行事等の時数の設定と同様に各学校で適切な時数を割り振ることが必要となってきます。

したがって、別表に示されている総授業時数を単に３５週（小学校１年生は３４週）で割った時数が、そのまま週当たりの授業時数となるとは限りません。各教科等に充てるべき標準の授業時数に、各学校が必要と考えるすべての教育活動の時数を加えながら、さらに長期休業期間中に実施すべき総時数や１０分間程度の短い時間を活用して行う授業等の時数を減じた上で、週当たりの授業時数を適切に位置付けることが必要となってきます。その際、以下のことにも留意することが大切です。

◇　各教科等の年間の標準授業時数がきちんと確保されるように配慮すること
◇　児童生徒の負担過重にならないような週時程であること
◇　校時程や時間割の作成、週当たりの授業時数の算出等については、各学校の実態に即して、各学校で工夫すること

もっとも、週当たりの授業時数をどれくらいにするか、曜日当たりの授業時数をどのようにするかや、１０分間程度の短い時間を活用した授業（いわゆるモジュール的授業）を設定するか、長期休業期間中に学校行事等の授業を実施するか等については、上記の手順だけではなく、各学校が実施しようと考えている教育活動の内容と総授業時数との関連において、各学校が事前に十分な検討を行った上で判断し、編成することが重要です。

また、曜日当たりの時数を設定する際は、日々の生活のリズムを重視する観点から、できるだけ毎日の下校時刻に差が生じないように工夫することが大切です。

以下の表は、小学校及び中学校における「学年別の週当たりの授業時数及び年間の曜日別の授業時数」を、新学習指導要領が完全実施となる年度を例として示したものです。ただし、長期休業期間中に授業を実施する場合や、１０分間程度の短い時間を活用して行う授業を実施する場合等について、小・中学校の校種別に５つずつの例を示しています。

ア　平成２３年度の小学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を実施せず、10分間程度の短い授業も実施しない場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	５ ２００	５ ２００	５ ２００	５ ２００	２５ ９９５
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	５ ２０５	５ ２０５	６ ２４６	５ ２００	２６ １０５１
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	５ ２０５	５ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	２７ １０９１
４ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	６ ２４６	５ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	２８ １１３２
５ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	６ ２４６	５ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	２８ １１３２
６ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９０	６ ２４６	５ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	２８ １１２７

イ　平成２３年度の小学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業は実施せず、10分間程度の短い授業を実施する場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	５ ２００	５＋１ ２４０	５ ２００	５ ２００	２６ １０３５
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	５ ２０５	５＋１ ２４６	６ ２４６	５ ２００	２７ １０９２
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	５ ２０５	５＋１ ２４６	６ ２４６	６ ２４０	２８ １１３２
４ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	６ ２４６	５＋１ ２４６	６ ２４６	６ ２４０	２９ １１７３
５ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	６ ２４６	５＋１ ２４６	６ ２４６	６ ２４０	２９ １１７３
６ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９０	６ ２４６	５＋１ ２４６	６ ２４６	６ ２４０	２９ １１６８

【備考】　全学年、火・水・木曜日の朝に、モジュール的授業（１５分×３日）を実施し、その時数を、全学年ともに水曜日に１単位時間ずつ加えて位置付けた。

ウ　平成２３年度の小学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を４日間実施し、10分間程度の短い授業は実施しない場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ ２００	５ ２０５	５ ２０５	５ ２００	５ ２０５	２５ １０１５
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ ２００	５ ２１０	５ ２１０	６ ２４６	５ ２０５	２６ １０７１
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ ２００	５ ２１０	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２７ １１１２
４ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ ２００	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２８ １１５４
５ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ ２００	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２８ １１５４
６ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １９５	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２８ １１４９

【備考】　全学年、夏季休業期間中に４日間（月、火、水、金）の授業を位置付けている。給食の問題もあるが、１日あたり５～６時間として算出している。

MEMO

○　夏季休業期間中に授業を行う場合には、昼食をどのようにするかを前年度から検討し、市町村教育委員会や給食関係機関（センター方式や自校方式で異なる）はもちろん、保護者との協議をしっかりと行っておくことが重要です。給食が難しければ弁当持参にするのか、午前中のみ（3時間または４時間）の実施にするのか、十分に検討しておくことが必要になります。

エ　平成２３年度の小学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を４日間実施し、10分間程度の短い授業も実施する場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２４０	５ ２０５	５ ２０５	５ ２００	５ ２０５	２６ １０５５
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２４０	５ ２１０	５ ２１０	６ ２４６	５ ２０５	２７ １１１１
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２４０	５ ２１０	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２８ １１５２
４ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２４０	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２９ １１９４
５ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２４０	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２９ １１９４
６ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２３４	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２９ １１８８

【備考】　全学年、夏季休業期間中に４日間（月、火、水、金）の授業を位置付けている。給食の問題もあるが、１日あたり５～６時間として算出している。また、全学年、火・水・木曜日の朝に、モジュール的授業（１５分×３日）を実施し、その時数を、全学年ともに月曜日に１単位時間ずつ位置付けた。

オ　平成２３年度の小学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を４日間実施し、10分間程度の短い授業も実施することから、予備時数との関連において、週当たりの授業時数を通常より一部減じて実施している場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	４＋１ ２００	５ ２０５	４ １６４	５ ２００	５ ２０５	２４ ９７４
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	４＋１ ２００	５ ２１０	５ ２１０	５ ２０５	５ ２０５	２５ １０３０
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	４＋１ ２００	５ ２１０	５ ２１０	５ ２０５	６ ２４６	２６ １０７１
４ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	４＋１ ２００	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２８ １１５４
５ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２４０	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２９ １１９４
６ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５＋１ ２３４	６ ２５２	５ ２１０	６ ２４６	６ ２４６	２９ １１８８

【備考】　全学年、夏季休業期間中に４日間（月、火、水、金）の授業を位置付けている。給食の問題もあるが、１日あたり５～６時間として算出している。また、全学年、火・水・木曜日の朝に、モジュール的授業（１５分×３日）を実施し、その時数を、全学年ともに月曜日に１単位時間ずつ位置付けた。年間に実施する教育活動との関連を図り、１～３年生では週当たりに２時間、４年生では週当たりに１時間減じた数で示してある。

カ　平成２４年度の中学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を実施せず、10分間程度の短い授業も実施しない場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２１６	６ ２５２	５ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	２９ １１５９
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２１６	６ ２５２	５ ２０５	６ ２５２	６ ２４６	２９ １１７１
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２０４	６ ２４６	５ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	２９ １１４１

キ　平成２４年度の中学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業は実施せず、10分間程度の短い授業を実施する場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２１６	６ ２５２	５＋１ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	３０ １２００
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２１６	６ ２５２	５＋１ ２０５	６ ２５２	６ ２４６	３０ １２１２
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２０４	６ ２４６	５＋１ ２０５	６ ２４６	６ ２４０	３０ １１８２

【備考】　全学年、毎日朝に、モジュール的授業（１０分×５日）を実施し、その時数を、全学年ともに水曜日に１単位時間ずつ加えて位置付けた。

ク　平成２４年度の中学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を実施し、10分間程度の短い授業は実施しない場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２２２	６ ２５８	５ ２１０	６ ２５２	６ ２４６	２９ １１８８
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２２２	６ ２５８	５ ２１０	６ ２５８	６ ２５２	２９ １２００
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２１０	６ ２５２	５ ２１０	６ ２５２	６ ２４６	２９ １１７０

【備考】　全学年、夏季休業期間中に５日間（月、火、水、木、金）の授業を位置付けている。
給食の問題もあるが、１日あたり５～６時間として算出している。
└→（Ｐ４４のウの脚注を参照）

ケ　平成２４年度の中学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を実施し、10分間程度の短い授業も実施する場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２２２	６ ２５８	５＋１ ２５２	６ ２５２	６ ２４６	３０ １２３０
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２２２	６ ２５８	５＋１ ２５２	６ ２５８	６ ２５２	３０ １２４２
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	６ ２１０	６ ２５２	５＋１ ２５２	６ ２５２	６ ２４６	３０ １２１２

【備考】　全学年、夏季休業期間中に５日間（月、火、水、木、金）の授業を位置付けている。給食の問題もあるが、１日あたり５～６時間として算出している。また、全学年、火・水・木曜日の朝に、モジュール的授業（１０分×５日）を実施し、その時数を、全学年ともに水曜日に１単位時間ずつ位置付けた。

コ　平成２４年度の中学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数
（長期休業期間中に授業を４日間実施し、10分間程度の短い授業も実施することから、予備時数との関連において、週当たりの授業時数を通常より一部減じて実施している場合の例）

学 年	授 業 時 数	月	火	水	木	金	計
１ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １８５	６ ２５８	５＋１ ２５２	６ ２５２	６ ２４６	２９ １１９３
２ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １８５	６ ２５８	５＋１ ２５２	６ ２５８	６ ２５２	２９ １２０５
３ 年	週当たり授業時数 年間曜日別授業時数	５ １７５	６ ２５２	５＋１ ２５２	６ ２５２	６ ２４６	２９ １１７７

【備考】　全学年、夏季休業期間中に５日間（月、火、水、木、金）の授業を位置付けている。給食の問題もあるが、１日あたり５～６時間として算出している。また、全学年、火・水・木曜日の朝に、モジュール的授業（１０分×５日）を実施し、その時数を、全学年ともに水曜日に１単位時間ずつ位置付けた。年間に実施する教育活動や予備時数との関連を図り、全学年で週当たりに１時間、減じた数で示してある。

以上のように考えると、長期休業期間の授業を実施せず、１０分程度の短い時間を活用した授業も位置付けない場合と、その両方を位置付けた場合とでは、小学校５年生を例にとると最大で６２時間、中学校２年生では７１時間の差が出てくることになります。したがって、予備時数との関連において、これらの両方の授業を位置付けながら、週当たりの時数を減じることも可能となっていきます。

小学校の表「オ」、中学校の表「コ」は、そのような観点から、予備時数との関連において週当たりの時数を減じた例として示してあります。小学校１～３年生では週当たり２時間減じることが可能となりますし、小学校４年生では１時間減じることが可能です。また、中学校においては全学年で１時間ずつ減じることが可能となります。しかしながら、小学校５年生、６年生は非常に厳しく、逆に言えば、モジュール的な授業や長期休業期間中の授業を位置付けなければ、十分な予備時数が確保できないということになります。

各学校においては、児童生徒の実態や地域の実態、各学校の教育課題等を十分に検討しながら週当たりの授業時数を検討していくことが大切です。

（８）　小学校・中学校の学年別授業時数配当

次ページの授業時数配当表は、平成２３年度（小学校）及び平成２４年度（中学校）の学年別授業時数配当の例を示したものです。「年間総授業日数」や「年間授業週数」は、Ｐ４０、Ｐ４２の「平成２３年度の小学校及び平成２４年度の中学校の年間授業日数等（長期休業期間に授業を実施する場合の例）」に示されている数です。「年間総授業時数」は、Ｐ４５の表「オ」（小学校）、Ｐ４７の表「コ」（中学校）に示されている「平成２３年度の小学校及び平成２４年度の中学校の学年別週当たり授業時数・年間曜日別授業時数（長期休業期間中に授業を４日間実施し、１０分間程度の短い授業も実施することから、予備時数との関連において、週当たりの授業時数を通常より一部減じて実施している場合の例）に示されている数です。また、特別活動の時数については、考えられる数を示していますが、以下に示す内容をもとに、各学校で適切な授業時数を配当することが必要となります。

① 各学校の週当たりの授業時数の設定について

前述のように、週当たりの時数を算出するに当たっては、各学校で特別活動や学校の行事（計画時数や未計画時数）の時数についても十分検討したうえで設定していくことが重要です。したがって、週当たりの時数を決定する場合、例えば小学校５・６年生については、週当たり２８時間実施するか、２９時間実施するかなど、モジュール的授業の実施も含めて各学校に委ねられることになります。学校の状況によっては、２８．５時間で実施するということも考えられます。

② 特別活動の実施時数について

週当たりの授業時数を算出するに当たっては、クラブ活動（小学校のみ）や児童会・生徒会活動、学校行事等の特別活動の年間における実施時数を考慮しながら設定していくことが重要となってきます。小学校のクラブ活動の時数については、Ｐ３２の別表第１に位置付けがないため、その教育的意義及び時数について、各学校で十分検討したうえで設定していくことが必要です。また、児童会・生徒会活動や学校行事についても同様です。

ア　クラブ活動（小学校）

時数については、各学校の実態に応じながらも、クラブ活動の所期の目的が達成されるように、年間の時数を設定することが重要です。今回例として２４時間を示しましたが、このことは、クラブ活動が同じ興味・関心をもつ児童が、学年を越えて異年齢集団で意図的・計画的に活動を行うものであることから、少なくとも月２回（４５分を１単位とした場合）程度の実施が必要であることによるものです。（Ｐ５０を参照）

イ　児童会・生徒会活動

時数については、小学校高学年については２６時間を示しています。毎月の委員会活動（１１時間）、代表委員会（１１時間：代表委員会に参加しない児童は委員会活動）、年間４回程度の児童集会を考慮したものです。また、中学校においては１５時間を示しました。

ウ　学校行事

時数については、小学校では高学年で６０時間程度を示しました。中学校では最大６５時間を示しています。これまで各学校では学校行事の精選を行ってきましたが、教育課程の編成にあたっては、各学校が活動の目標や目的を再度検討し、教科指導として実施した方がそのねらいを効果的に達成できるものと、学校行事や学校の行事として位置付けた方がよいものとを明確にして実施することが重要です。

また、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替についても十分に検討を行うことが大切です。同時に、夏季、冬季、学年末等の休業日に学校行事等の授業を実施することが可能となりましたが、実施するのであれば効果的であるのかの検討や、指導計画への位置付け、年度当初の保護者への十分な説明、理解等を図っておく必要があります。

【 参考 】学年別授業時数配当（例）

＜ 小学校については、平成２３年度用、中学校については、平成２４年度用 ＞

学校種		小学校						中学校		
学年		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
年間総日数		366	366	366	366	366	366	365	365	365
祝日（国民の休日を含む）		15	15	15	15	15	15	15	15	15
振替休日		1	1	1	1	1	1	2	2	2
土曜日・日曜日		103	103	103	103	103	103	100	100	100
長期休業日		44	41	41	41	41	42	43	41	46
年間総授業日数		203	206	206	206	206	205	205	207	202
年間授業週数	週	40	41	41	41	41	41	41	41	40
	日	3	1	1	1	1	0	0	2	2
週授業時数		24	25	26	28	29	29	29	29	29
（A） 年間総授業時数		974	1030	1071	1154	1194	1188	1193	1205	1177
教科等の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175	140	140	105
	社会			70	90	100	105	105	105	140
	算数、数学	136	175	175	175	175	175	140	105	140
	理科			90	105	105	105	105	140	140
	生活	102	105							
	音楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	図画工作、美術	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	技術・家庭					60	55	70	70	35
	体育、保健体育	102	105	105	105	90	90	105	105	105
	外国語					35	35	140	140	140
① 教科等計		782	840	805	840	840	840	895	875	875
② 道徳		34	35	35	35	35	35	35	35	35
特別活動	学級活動	34	35	35	35	35	35	35	35	35
	児童･生徒会活動	4	4	4	7	26	26	15	15	15
	クラブ活動				24	24	24			
	学校行事	43	45	45	50	60	59	46	76	46
③ 特別活動の時数計		81	84	84	116	145	144	96	126	96
④ 総合的な学習の時間				70	70	70	70	50	70	70
①＋②＋③＋④		897	959	994	1061	1090	1089	1076	1106	1076
⑤学校の行事(計画･未計画)		28	27	32	57	71	69	60	59	56
(B) ①＋②＋③＋④＋⑤		925	986	1026	1118	1161	1158	1136	1165	1132
（A）－（B）予備時数数		49	44	45	36	33	30	57	40	45

※ 長期休業期間中に授業を４日間（中学校は５日間）実施し、１０分間程度の短い授業も実施することから、予備時数との関連において、週当たりの授業時数を通常より一部減じて実施している場合の例（小学校はＰ４５のオ、中学校はＰ４７のコの例）に基づいて総時数を算出し、各教科等の時数を配当しています。

※ 小学校５年生、６年生の学校行事には集団宿泊研修や修学旅行が含まれています。また、中学校2年生の学校行事の中には修学旅行に加え、職場体験学習の時間を５日間程度と想定して時数の中に位置付けてあります。

（９）　総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

今回の学習指導要領の改訂においては、これまで特別活動の学校行事で実施していた体験活動等の中で、総合的な学習の時間の趣旨に合致することはもちろん、同じような効果が期待できるものについては、特別活動の代替を認めることとする記述を追加しています。しかし、以下の内容について留意することとなっています。

◇　特別活動において体験活動を実施したことをもって、総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。
◇　総合的な学習の時間において、体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもありません。
◇　補充学習のような、専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動も、総合的な学習の時間の趣旨になじまないことから、望ましくありません。
◇　運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことも趣旨になじまないことから、望ましくありません。

全体を考えると、これまでは特別活動の学校行事（勤労生産・奉仕的行事等）は、枠外の時数（予備時数と考えても可）から算出していましたが、総合的な学習の時間の目的に合致するものについては、勤労生産・奉仕的行事でカウントしなくても、総合的な学習の時間として、教育課程の枠内でカウントすることができることになります。

また、これまで学校行事として扱われていた内容についても、趣旨を考えると、例えば、修学旅行等の事前の調査研究は総合的な学習の時間の時数としてカウントし、修学旅行そのものは学校行事としてカウントするなど、分散してカウントすることも可能となります。しかしながら、そのような場合においては、指導計画の作成の際に、内容や趣旨などを十分検討し、当該の活動として事前に位置付けておくことが必要になります。

総合的な学習の時間の解説の中の、「指導計画の作成に当たっての配慮事項」の、(7)「各教科等の目標やねらいを踏まえた適切な学習活動」には、これまでの望ましくない例（特定の教科のみの内容を実施すること）を参考として記述してありますから、各学校で計画を立てる際に、事前に参考とすることが大切です。

特別活動の代替の場合の時数のカウントは、特別活動（学校行事）と総合的な学習の時間の両方にダブルカウントすることは考えられません。どちらか一方に位置付けることとなります。しかし、文部科学省等の各種調査においては、総合的な学習の時間の調査や特別活動の調査など、様々な調査があることが予想されます。その場合には、実施している内容がどのような内容であるのかを十分に検討するとともに、調査内容に照らし合わせて回答することが必要になります。学校において総合的な学習の時間として位置付けている場合においても、内容的には特別活動の調査の中で回答する必要がある場合も出てくることが予想されることになります。

MEMO

※　クラブ活動については内容に応じて、年間、学期ごと、月ごとなどに、各学校で適切な時数を充てることになっています。適切な時数とはクラブ活動の目標が十分に達成できるような授業時数とされています。例えば月１回（年間１３回）程度、１回６０分間の活動ということも不可能ではありませんが、児童の興味・関心を持続することができる程度の実施に努めることが各学校には求められています。
※　小学校３年生や４年生のいわゆる「英語活動」については、あくまでも総合的な学習の時間の国際理解教育の一環として実施することになります。総合的な学習の時間では「探究活動」ということがキーワードになっていますので、そのことを踏まえることはもちろん、年間の指導計画に適切に位置付けた上で実施することが求められます。

（１０）　週を見通した小･中学校の固定時間割

ア　小学校５年生の例　（２９時間）

校　時	月	火	水	木	金
０校時		国語　算数	国語　算数	国語　算数	
１校時	国　語	国　語	国　語	国　語	社　会
２校時	社　会	社会・図工	算　数	算　数	算　数
３校時	算　数	理　科	理　科	理　科	音　楽
４校時	音楽・体育	体　育	体　育	図工・家庭	図画工作
５校時	家　庭	外　国　語	道　徳	算数・国語	総合的な学習の時間
６校時	学級活動	クラブ･委員会		代表委員会	総合的な学習の時間

※　作成の手順

○　各教科の年間授業時数を３５で割り、週当たりの各教科等の授業時数と端数の授業時数を算出する。

○　端数の授業の時数で合計が３５時間になる教科等の組み合わせを決めて、固定時間割を作成する。

○　第５学年の例

- 国　　語 …… １７５÷３５＝週５時間
- 社　　会 …… １００÷３５＝週２時間　余り３０時間
- 算　　数 …… １７５÷３５＝週５時間
- 理　　科 …… １０５÷３５＝週３時間
- 音　　楽 ……　５０÷３５＝週１時間　余り１５時間
- 図 画 工 作 ……　５０÷３５＝週１時間　余り１５時間
- 家　　庭 ……　６０÷３５＝週１時間　余り２５時間
- 体　　育 ……　９０÷３５＝週２時間　余り２０時間
- 道　　徳 ……　３５÷３５＝週１時間
- 外国語活動 ……　３５÷３５＝週１時間
- 総合的な学習の時間 ……　７０÷３５＝週２時間
- 学 級 活 動 ……　３５÷３５＝週１時間
- クラブ活動 …… 余り２４時間
- 委員会活動 …… 余り１１時間
- 代表委員会 …… 余り１１時間

○　教科等との組み合わせ

- 音楽と体育 …… 余り時数で１時間
- 社会と図画工作 …… 余り時数で１時間
- 図画工作と家庭 …… 余り時数で１時間
- クラブ活動と委員会活動 …… 余り時数で１時間
- 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、学級活動、代表委員会は、単独で行う。

※　固定時間割を設定しておくと、児童生徒にとっても教師にとっても週を見通すことができますし、学校生活に一定のリズムを生み出すことができると考えられます。しかし、実際は２時間続きの授業を位置付けたり、特別教室等の配当を工夫したりすることを考えると、時間割を固定させておくことが難しい場合も多々ありますので、各学校の実態に応じた対応が必要となります。学校によっては毎週調整することが必要になる場合もあります。

イ　中学校３年生の例

校　時	月	火	水	木	金
朝自習 職　朝 朝の会	朝の読書 職員朝会あり	朝自習も職員 朝会もなし 生徒会主催の 全校･学年朝会	朝自習も職員 朝会もなし	朝の読書 職員朝会あり	読み聞かせ 職員朝会あり
０校時	国　語	社　会	数　学	理　科	英　語
１校時	国　語	理　科	数　学	理　科	英　語
２校時	社　会	社　会	英　語	道　徳	数　学
３校時	数　学	英　語	理　科	国　語	社　会
４校時	英　語	数　学	保　体	音　楽	保　体
５校時	技・家	国　語	学　活	社　会	総合的な学習 の時間・音楽
６校時	理　科	保　体	帰りの会	美　術	総合的な学習 の時間・美術
帰りの会			学　年　会 校務部会 職員研修会		
退　庁					

（ア）作成の手順

○　各教科の年間授業時数を３５で割り、週当たりの各教科等の授業時数を出す。

○　１年の音楽と美術は１０時間ずつ端数が出るが、総合的な学習が５０時間であることから、金曜日の総合的な学習の時間の一コマと組み合わせて、標準授業時数を確保する。

（イ）作成上の留意点

○　中学校においては１０分間程度の短い時間を活用した、いわゆるモジュール的な授業を位置付ける場合、様々な状況を踏まえて行うことが必要となります。小学校と比べると、学級担任制ではありませんから、教科担任がどのように授業に関わっていくのかということを十分に考える必要があります。例えば、モジュール的な授業に他の教科担任が関わった場合の教科担任の授業時数をどのように考えるかという問題があります。また、モジュール的な授業を１週間に１時間実施した場合、その内容をどのようにするかという問題や合計すると、年間で７時間分になりますから、その７時間分の授業は完結するかどうかという問題も考えておく必要が出てくることになります。

○　Ｐ５６、Ｐ５７には中学校の週時程の例を示しましたが、例にはモジュール的な時間の設定はありません。理論的には１０分間程度の短い時間を活用した、いわゆるモジュール的な授業を位置付けることは可能です。しかし、十分に検討し、指導計画に位置付けた上で実施しなければなりませんから、現実的には定期テスト前の限られた期間において復習を行ったり、５分間テストのような位置付けを行ったりする場合に限られてくるのではないかと考えています。今後、各学校で工夫して実施していくことが望まれます。

（１１）　週を見通した週時程・校時程表

週　時　程　・　校　時　程　表（小学校案1）

（モジュール的な授業を位置付けている）

時　刻	校時等	月	火	水	木	金
８：１０						
８：１５	朝の活動（O校時）	健　康　観　察				
		職　朝	O校時授業 1	O校時授業 1	O校時授業 1	職　朝
８：３０		朝　の　会				
８：４５	１校時	２	８	１４	１９	２４
９：３０						
９：４０	２校時	３	９	１５	２０	２５
１０：２５						
１０：３５	３校時	４	１０	１６	２１	２６
１１：２０						
１１：３０	４校時	５	１１	１７	２２	２７
１２：１５	給　食	給食指導（歯磨き指導）				
１３：０５	休　憩	休　憩				
１３：５０	清　掃	清　掃　指　導				
１４：０５						
１４：１０	５校時	６	１２	１８	２３	２８
１４：５５	下校指導等	帰　り　の　会				
１５：１５	６校時	７	１３ クラブ活動	職員研修		２９
１６：００	研修・連絡諸会議等					
１６：４０						

※　７時間４５分勤務を想定して作成しています。勤務時間は８時１０分から１６時４０分までと想定しています。

※　１０分間程度の短い時間を活用した授業（モジュール的な授業）を位置付けています。１５分ずつ３日間位置付けることによって１単位時間（４５分）の授業を行うこととしています。そのことによって、週当たり２９コマの授業を位置付けることが可能になります。１５分ずつの授業は週１回位置付け、３週で１単位時間とすることも可能です。

※　下校指導については５校時と６校時の間に位置付け、時間を効率的に運用できるようにしています。

校　時　程　表（小学校案２）

時　刻	校時等	月	火	水	木	金
８：１０						
８：１５	朝の活動	健　康　観　察				
８：３０		職　朝	朝自習	職　朝	朝自習	職　朝
８：４０		朝　の　会				
	１校時	１	６	１２	１６	２１
９：２５						
９：３０						
９：３５	２校時	２６～２７（３０分）	７	２６～２７（３０分）	１７	２８～２９（３０分）
１０：００						
１０：０５		２６～２７（３０分）		２８～２９（３０分）		２８～２９（３０分）
１０：２０						
１０：３５			業　間		業　間	
１０：４０	３校時	２	８	１３	１８	２２
１１：２５						
１１：３５	４校時	３	９	１４	１９	２３
１２：２０	給　食	給食指導（歯磨き指導）				
１３：１０	休　憩	休　憩				
１３：５５	清　掃	清　掃　指　導				
１４：１０						
１４：２０	５校時	４	１０	１５	２０	２４
１５：０５						
１５：１５	６校時	５	１１ クラブ活動	職員研修	学年会等	２５
１６：００	下校指導等					
	研修・連絡諸会議等					
１６：４０						

※　７時間４５分勤務を想定して作成しています。勤務時間は８時１０分から１６時４０分までと想定しています。

※　１０分間程度の短い時間を活用した授業（モジュール的な授業）を位置付けずに、３０分ずつの授業を６コマ位置付けています。３０分ずつで授業することも可能ですし、６０分にして活用することも可能です。３０分ずつの授業を３コマ位置付けることで２単位時間（４５分×２回）分の授業を行うこととしています。そのことによって、週当たり２９コマの授業を位置付けることが可能になります。

校　時　程　表（小学校案３）

<table>
<tr><th>時　刻</th><th>校時等</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th></tr>
<tr><td>８：１０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>８：１５</td><td rowspan="3">朝の活動</td><td colspan="4">健　　康　　観　　察</td></tr>
<tr><td></td><td>職　朝</td><td>朝の活動</td><td>朝の活動</td><td>朝の会</td><td>職　朝</td></tr>
<tr><td>８：３０</td><td colspan="3">朝　　の　　会</td><td rowspan="2">１８</td><td>朝の会</td></tr>
<tr><td>８：４５</td><td rowspan="2">１校時</td><td rowspan="2">１</td><td rowspan="2">７</td><td rowspan="2">１３</td><td rowspan="2">２４</td></tr>
<tr><td>９：１５</td></tr>
<tr><td>９：２５</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">１９</td><td></td></tr>
<tr><td>９：３０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>９：４０</td><td rowspan="2">２校時</td><td rowspan="2">２</td><td rowspan="2">８</td><td rowspan="2">１４</td><td rowspan="2">２５</td></tr>
<tr><td>１０：１０</td></tr>
<tr><td>１０：２０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">２０</td><td></td></tr>
<tr><td>１０：２５</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１０：３５</td><td rowspan="2">３校時</td><td rowspan="2">３</td><td rowspan="2">９</td><td rowspan="2">１５</td><td rowspan="2">２６</td></tr>
<tr><td>１１：０５</td></tr>
<tr><td>１１：１５</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">２１</td><td></td></tr>
<tr><td>１１：２０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１１：３０</td><td rowspan="2">４校時</td><td rowspan="2">４</td><td rowspan="2">１０</td><td rowspan="2">１６</td><td rowspan="2">２７</td></tr>
<tr><td>１２：００</td></tr>
<tr><td>１２：１５</td><td rowspan="2">給　食</td><td colspan="3" rowspan="2">給食指導（歯磨き指導）</td><td rowspan="2">給食指導</td><td rowspan="2">給食指導</td></tr>
<tr><td>１２：５０</td></tr>
<tr><td>１３：０５</td><td rowspan="2">休　憩</td><td colspan="3" rowspan="2">休　　憩</td><td rowspan="2">休　憩</td><td rowspan="2">休　憩</td></tr>
<tr><td>１３：３５</td></tr>
<tr><td>１３：５０</td><td rowspan="2">清　掃</td><td colspan="3" rowspan="2">清　掃　指　導</td><td rowspan="4">２２</td><td rowspan="2">清掃指導</td></tr>
<tr><td>１４：０５</td></tr>
<tr><td>１４：１０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１４：２０</td><td rowspan="2">５校時</td><td rowspan="2">５</td><td rowspan="2">１１</td><td rowspan="2">１７</td><td rowspan="2">２８</td></tr>
<tr><td>１４：３０</td></tr>
<tr><td>１４：５５</td><td></td><td></td><td></td><td>下校指導等</td><td rowspan="2">２３</td><td></td></tr>
<tr><td>１５：０５</td><td rowspan="3">６校時</td><td rowspan="3">６</td><td rowspan="3">１２
クラブ活動</td><td rowspan="3">職
員
研
修</td><td>下校指導等</td><td rowspan="3">２９</td></tr>
<tr><td>１５：１５</td><td rowspan="2">学
年
会
等</td></tr>
<tr><td>１５：３５</td></tr>
<tr><td>１５：５０</td><td>下校指導等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１６：０５</td><td>研　修
連　絡
諸会議等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１６：４０</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

※　７時間４５分勤務を想定して作成しています。勤務時間は8時１０分から１６時４０分までと想定しています。

※　授業時間は４５分を基本としており、弾力的な運用は行っていません。しかし、週当たり２９コマの授業を確保するとともに、諸会議の時間を確保するために、木曜日は朝の活動や清掃をカットし、特別校時を設定しながら６校時授業が可能となるように工夫しています。

※　下校指導については５校時と６校時の間に位置付け、時間を効率的に運用できるようにしています。

週　時　程・校　時　程　表（中学校案1）

（モジュール的な授業は位置付けていない）

<table>
<tr><th>時　刻</th><th>校時等</th><th>月</th><th>金</th><th>時　刻</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th></tr>
<tr><td>８：３０</td><td rowspan="2">職朝等</td><td colspan="2">職　　朝</td><td>８：３０
８：４５</td><td colspan="3">健康観察・諸連絡</td></tr>
<tr><td>８：４０</td><td colspan="2">健康観察・諸連絡</td><td>１校時</td><td rowspan="2">１３</td><td rowspan="2">１９</td><td rowspan="2">２４</td></tr>
<tr><td>８：５０
９：００</td><td></td><td></td><td></td><td>９：３５
９：４５</td></tr>
<tr><td></td><td>１校時</td><td>１</td><td>７</td><td>２校時</td><td>１４</td><td>２０</td><td>２５</td></tr>
<tr><td>９：５０
１０：００</td><td></td><td></td><td></td><td>１０：３５
１０：４５</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>２校時</td><td>２</td><td>８</td><td>３校時</td><td>１５</td><td>２１</td><td>２６</td></tr>
<tr><td>１０：５０
１１：００</td><td></td><td></td><td></td><td>１１：３５
１１：４５</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>３校時</td><td>３</td><td>９</td><td>４校時</td><td>１６</td><td>２２</td><td>２７</td></tr>
<tr><td>１１：５０</td><td>給　食</td><td colspan="2">給食指導</td><td>１２：３５</td><td colspan="3">給食指導</td></tr>
<tr><td>１２：２５</td><td>休　憩</td><td colspan="2">休　　憩</td><td>１３：１０</td><td colspan="3">休　　憩</td></tr>
<tr><td>１３：１０</td><td>清　掃</td><td colspan="2">清掃指導</td><td>１３：５５</td><td colspan="3">清掃指導</td></tr>
<tr><td>１３：２５
１３：３５</td><td></td><td></td><td></td><td>１４：１０
１４：２０</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>４校時</td><td>４</td><td>１０</td><td>５校時</td><td>１７</td><td>２３</td><td>２８</td></tr>
<tr><td>１４：２５
１４：３５</td><td></td><td></td><td></td><td>１５：１０
１５：２０</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>５校時</td><td>５</td><td>１１</td><td>６校時</td><td>１８</td><td>帰りの会</td><td>２９</td></tr>
<tr><td>１５：２５
１５：３５</td><td></td><td></td><td></td><td>１５：３５
１６：１０
１６：２０</td><td></td><td rowspan="3">職
員
研
修</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>６校時</td><td>６</td><td>１２</td><td>１６：３５</td><td>帰りの会</td><td>帰りの会</td></tr>
<tr><td>１６：２５
１６：３５</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>帰りの会</td><td>帰りの会</td><td>帰りの会</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１６：５０</td><td rowspan="2">退　　庁</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１７：００</td></tr>
</table>

※　７時間４５分勤務を想定して作成しています。勤務時間は８時３０分から１７時までと想定しています。

※　１０分間程度の短い時間を活用した授業（モジュール的な授業）は位置付けていません。中学校においては授業時間の弾力的運用は非常に難しい状況にあります。５０分間の１単位時間をどのように弾力的に運用するかを考えると、一つの教科の中では２０分と３０分に分けて実施するなどの工夫が可能となる指導内容も出てきますが、全教科とのバランスや指導時期、校時程・週時程との関連を考えると、学校全体として授業時間の弾力化を図っていくことは非常に難しいと考えます。

※　職朝は、月曜日と金曜日のみ行い、火・水・木は健康観察の後、すぐに授業を行うことを想定しています。生徒の個別指導や生徒会活動、学年や教科の打ち合わせなど、放課後の時間が少しでも確保できるようにしています。

週　時　程・校　時　程　表（中学校案２）

（モジュール的な授業は位置付けていない）

時　刻	校時等	月	火	木	金	時　刻	水
８：１０						８：１０	
８：２０	職朝等	職　　朝					朝の会
		朝の会・健康観察					健康観察
８：３０							
８：４０						８：２５	
	１校時	１	７	１３	１９		２５
９：３０						９：１５	
９：４０						９：２５	
	２校時	２	８	１４	２０		２６
１０：３０						１０：１５	
１０：４０						１０：２５	
	３校時	３	９	１５	２１		２７
１１：３０						１１：１５	
１１：４０						１１：２５	
	４校時	４	１０	１６	２２		２８
１２：３０	給　食	給　食　指　導				１２：１５	給食指導
１３：０５	休　憩	休　　憩				１２：５０	休　　憩
１３：５０	清　掃	清　掃　指　導				１３：３５	清掃指導
１４：０５						１３：５０	
１４：１５						１４：００	
	５校時	５	１１	１７	２３		２９
１５：０５						１４：５０	
１５：１５						１５：００	
	６校時	６	１２	１８	２４		帰りの会
１６：０５						１５：１５	
１６：１５						１５：２５	
	帰りの会						職員研修
１６：３０							
１６：４０	退　庁					１６：４０	退　庁

※　７時間４５分勤務を想定して作成しています。勤務時間は８時１０分から１６時４０分までと想定しています。

※　水曜日は職朝を行わず、職員研修の時間を確保するようにしています。